平成19年第2回 利根町議会定例会会議録 第3号

平成19年6月12日 午前10時開議

1.出席議員

1番	能	登	百台	子	君	8 番	佐々	7 木	喜	章	君
2番	髙	木	博	文	君	9 番	今	井	利	和	君
3番	西	村	重	之	君	1 0 番	五十	嵐	辰	雄	君
4番	白	旗		修	君	1 1 番	会	田	瑞	穂	君
5番	守	谷	貞	明	君	1 2 番	飯	田		勲	君
6番	高	橋	_	男	君	1 3 番	若	泉	昌	寿	君
7番	中	野	敬法	I司	君	1 4 番	岩	佐	康	Ξ	君

1.欠席議員

なし

1.説明のため出席した者の氏名

町					長	井	原	正	光	君
総	į	務	詩	#	長	福	田		茂	君
企	画	財	政	課	長	秋	Щ	幸	男	君
広	域 行	政	推	進室	長	木	村	克	美	君
税	į	務	諪	₹	長	矢	П		功	君
町	民	生	活	課	長	高	野	光	司	君
健	康	褔	祉	課	長	師	畄	昌	巳	君
経	;	済	誃	₹	長	石	塚		稔	君
都	市	建	設	課	長	飯	田		修	君
会	Ī	Ħ	諪	₹	長	蛯	原	_	博	君
教		Ĩ	育		長	伊	藤	孝	生	君
教	育 委	員名	争	務 局	長	鬼	沢	俊	_	君
水	j	道	諪	果	長	飯	塚	正	夫	君

1.職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長吉 浜 昇 一書記弓 削 紀 之

1.議事日程

議事日程第3号

平成 1 9 年 6 月 1 2 日 (火曜日) 午前 1 0 時開議

日程第1 一般質問

1.本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

議長(岩佐康三君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(岩佐康三君) 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に質問を許します。

6番通告者、2番髙木博文君。

[2番髙木博文君登壇]

2番(髙木博文君) 6番通告、2番の髙木博文です。

質問に入る前に一言、議員としての所信を述べさせていただきます。

地方自治体の役割は、地方自治法第 1 条の 2 第 1 項において住民の福祉の増進を図ると 規定されています。また、その地方自治体は住民の直接選挙で選ばれた二つの機関でつく られ、首長と議会がそれぞれ独自の権限と役割を持ち、相互にチェック・アンド・バラン スの関係を持ちつつ、住民から選出された地方自治機関としての役割を果たすものと理解 しています。私は、その自覚の上に、公約の実現を軸に、切実な住民要求の実現に努める 決意です。よろしくお願いいたします。

私は、大きくは3点について、具体的には5点について質問いたします。

まず、大きな一つは、利根町集中改革プランの到達点と今後の進め方についてです。

具体的な質問の一つは、定員管理と給与の適正化についてです。去る3月議会において若泉議員の質問に対する答弁内容は承知しているところですが、私の質問は、過去5年間に18名、今後5年間に19名を削減する計画のもとで、今までの定員削減にどのように対応

してきたのか。また、18年度末の11名の退職を受けて、19名削減の今後の年度ごとの計画とそれに対する省力化等の対応はどうなるのか。さらに、年度ごとの削減計画は定年退職者の予定数との関係でどうなるのかをお尋ねします。

二つ目は給与の適正化ということで、一般職の給料の減額が19年度の検討を経て20年度から実施ということになっていますが、現在、相次ぐ定員削減が続くもとで職員は労働強化が強いられ、さらに調整手当が国準拠なら3%になるにもかかわらず現在1%のみの支給となっているもとで、果たして給料の減額という適正化が妥当かという問題です。職員の志気にもかかわることから、どのような内容で現在検討されているのか。さらに、この集中改革プランでは職員の労働条件に関する部分が多く含まれているが、これらについてどのように協議してきたのか。また、今後職員と協議していくのかをお尋ねしたいと思います。

三つ目は、入浴サービス、デイサービスの廃止の動きについてです。集中改革プランでは保健センター、福祉センターの統合については具体的にそのことは提起されているものの、入浴サービス、デイサービスそのものについては具体的に触れられていません。ところが、3月議会でこの二つのサービスの方向が示され理由が述べられました。この3月議会での町長の発言は、保健センター、福祉センターの統合が前提の廃止の理由づけとしか私には理解できず、安易に廃止を打ち出す以前に存続の可能性の追求に向けて改善すべき点があるのではないか、福祉センターで実施している入浴サービス、デイサービスのメリット、デメリットを具体的に町民の前に明らかにしつつ検討をすべきではないかと思います。特に、利用者や関係者の声を受けとめ慎重に対処すべきと思いますが、それらについてはどのような経過で今日まで推移しているのか説明していただきたい。また、18年、19年と保健センターと福祉センターの統合問題を検討してきて、今議会に保健福祉センター条例が提案されていますが、この統合問題の検討経過についてもどのような手順で進めてきたのかお尋ねしたいと思います。

大きな二つ目の質問ですが、利根町における消防防災対策についてお尋ねいたします。 去る4月30日の夜に発火した火事においては、出火、通報から鎮火まで要した時間や初期消火のあり方について住民に大きな不安を与えています。今議会においても7人の議員がこの件に関連し発言通告をしていますが、私も住民の安全と財産を守る自治体の役割からして十分機能していたのかどうか疑問に思います。特に高台を中心とした新興団地が多いこの利根町において、防火槽、消火栓等の施設面及び消防団の体制等についてお尋ねしたいと思います。

大きな三つ目の質問は、来年4月からスタートする後期高齢者医療制度についてですが、 現時点で判明している保険料及び制度の内容、さらに、保険料の減免制度や保険料滞納に 対する措置についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長(岩佐康三君) 髙木博文君の質問に対する答弁を求めます。 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) それでは、髙木議員の質問に答弁を申し上げます。

まず、利根町集中改革プランの到達点と今後の進め方の中での1点目、定員削減について具体的にどのように対処したかという点についてお答えをいたします。

平成17年11月に改正をいたしました利根町行政改革大綱を基本とする利根町集中改革プランを昨年6月に策定し、町民の皆様方に公表をしたところであります。このプランは、平成17年度から平成21年度までの5カ年間の行政改革の具体的な施策をまとめたものであり、現在、このプランに基づき、全職員総力を挙げて財源の確保と歳出削減に取り組んでいるところでございます。

この利根町集中改革プランにおいて、定員管理の適正化の中で定員の抑制の施策を掲げ、21年度までの5カ年間に19名の削減を目標にし、簡素で効率的な行政運営を推進するとしています。具体的に年度ごとに申し上げますと、職員の削減目標を平成17年度において4名、平成18年度で7名、平成19年度で3名、平成20年度で4名、平成21年度で1名、合計19名を削減目標としております。実績につきましては、平成17度において6名、平成18年度には11名の合計17名の職員が減少しております。平成17、18年度の2カ年間の削減目標の11名を6名上回っておる、そういう状況でございます。また、行政の一般職につきましては、平成20年、21年度においておのおの2名、計4名の新規採用を計画に見込んでおり、退職者の増により職員数が削減目標を大きく上回っておりますので、平成20年度においてはプランどおり2名の新規採用をしていきたいと考えております。

一方、小中学校においては、定年退職に伴い調理師が年々減少している状況であります。 今後、小中学校の統廃合により学校数が減少することにより給食室も減少してまいります が、学校給食の運営に支障を来さない範囲において、新規採用ではなく定年退職した調理 師の再任用により対処していきたいと考えております。

臨時職員につきましては、集中改革プランの中で効率的に自治体経営の確立を図るため、 財政運営の適正化の観点から、経費の節減、合理化等、財政の健全化の一環といたしまし て事務補助的な臨時職員の削減を図ると施策を掲げ、平成18年度において臨時職員の削減 を実施したところであります。これは、昨年4月に組織機構の改編とグループ制を導入し たことにより、人的配置の弾力化と機動的な組織運営が可能となることを受けて実施する ものであります。

この改編を行ってから1年が経過いたしました。職員数が減少する中、職員1人当たりの仕事量は増大している状況にあります。さらに、職員ができるものは職員でとのことで、職員による公共施設の清掃作業、道路、公園、町有地の除草作業なども実施しておりますが、日程や仕事の配分を調整しながら進めているところでございます。このように職員間

で協力体制も、また意識も徐々に変わってきており、少しずつグループ制のよい面があらわれてきておると認識しておるところでございます。

利根町集中改革プランにおける定員の抑制、19名の削減目標については、平成21年度の前に達成することになると思いますが、一定の行政サービスを行っていくのには職員という人的資源も必要となってまいります。その観点から計画的に職員の補充を行いながら行政運営を行いたいと考えております。今後も、簡素で効率的な行政運営を推進するため、適正な定員管理や職員の適正配置を実施しながら、町民の立場に立った行政運営を行い、行政サービスの低下を招かないよう努力していきたいと考えております。

次に、一般職給料の減額についてでございますが、平成17年、私が町長に就任した後、平成18年度以降に予定されている事業を想定し、このままの状態で財政運営を続けていった場合、利根町の財政状況がどうなるかを推計したところ、平成19年度以降、歳入から歳出を差し引いた収支は赤字になり、それ以降赤字の額は年々増加する状況にありました。平成22年度においては収支差し引きが約15億 6,000万円の赤字となり、すべての基金を取り崩して充てても6億 6,000万円不足するというものでありました。

この内容につきましては、平成17年12月発行の「広報とね」号外により今後5カ年における普通会計財政収支見通しの中で町民の皆様にお示ししたところでございます。このような財政赤字が年々拡大していく財政状況をいかに改善し脱却していくか、今後、この赤字に対する財政の建て直しの具体的な方策をいかにつくっていくかが最重要な課題の一つでありました。そこで、利根町集中改革プランの策定とあわせて財政の建て直しの具体的な方策を検討し取りまとめ、数値目標を示した利根町健全財政プランもあわせて公表をしたところでございます。

利根町集中改革プランでは時代に即応した組織、機構の見直し、定員管理及び給与の適正化並びに人材育成、効率的な自治体経営の確立、町民と協働のまちづくりの推進の4つの分野にわたり具体的な施策を掲げております。

定員管理及び給与の適正化及び人材育成の中の給与の適正化の項目において、特別職等給料の減額の施策により、町長の給料を20%、教育長の給料を10%、今年度から減額をしております。あわせて職員の管理職手当、時間外勤務手当の削減を実施しております。一般職給料の減額については、平成19年度に検討した上で平成20年度から実施するとなっております。

この利根町集中改革プランの内容については、職員お一人お一人が問題点を洗い出し、利根町における財政状況を認識した上で、多方面にわたる提案をまとめ、職員みずから策定したものであり、課長等で組織する利根町行政改革推進本部会議で具体的に決定したものであります。

給与の適正化の各施策の中に一般職給料の減額について掲げてありますが、一般職員の 給料は生活給であり、これを削ることは生活設計に大きな影響を及ぼすことになります。 その前に職員みずから管理職手当の削減や時間外手当の削減を行い、さらに、職員による公共施設の清掃作業、道路、公園及び町有地の除草作業の実施を盛り込み、厳しい財政状況を建て直すため人件費を抑制し歳出削減を図るとともに、給料の減額を回避するために、また1年でも先に延ばすために、職員一人一人が努力しているところであります。

一方、利根町集中改革プランにおける平成17年度の実績につきましては、目標額の総額 1億 9,100万円に対しまして 1億 9,800万円を確保することができました。これは、目標数値を上回り 103.7%の達成率となっております。平成18年度の実績につきましては、 5月末で平成18年度の出納期間が終了し、決算額について集計を行い、監査委員による決算監査を行います。その後、 9月定例会に決算認定の議案を提出し、議決を経て決算が確定いたします。この決算の内容について分析を行い、平成18年度の実績を算出していくことになります。この平成18年度の実績を見据えて、一般職の給料の減額についてどのようにしていくかよく職員と話し合いを行い、方向性を決めていきたいと考えております。

また、ご質問にある地域手当は、平成18年度から国より3%支給地域に指定され、5年間の経過措置期間を設けて支給し始め、平成22年度に3%となるよう、毎年支給率が国より示されております。平成18年度は1%、平成19年度は2%と示され、本町においては平成18年度は1%、平成19年度は他の市町村の支給状況や町の財政状況を勘案し、前年度同様1%の支給といたしましたところでございます。

次に、福祉センターにおけるデイサービスの事業についてでございますが、ご承知のように、昭和62年に事業が始まりまして現在に至っております。 1日25人定員のところ1日平均23.4人と、多くの方に利用していただいておるところでございます。しかしながら、今後も引き続き行政がデイサービス事業を担うことが望ましいかどうか検討いたしました。まず利用者の状況ですが、要支援者でデイサービス利用者は36人、要介護者でデイサービス利用者は 143人おります。これは平成19年4月現在の利用状況でございます。

それに対し、デイサービス事業を提供する施設の整備状況を見ますと、町内には当該施設を除いて3事業ございます。利用定数が75名でございます。これら町内の3事業について利用状況を申し上げますと、まず、響が定員20名のところ1日13から14名、ぽっかぽかが定員30名のところ1日十七、八名、やまなみ園が定員25名のところ1日十三、四名でございます。また、近隣市町村の状況を見ますと、18事業所、利用定数定員420名と施設整備がされております。

これらのことを考慮いたしますと、町が事業主としてデイサービス事業を行わなくても十分にサービスが提供できる状況になっております。厳しい財政状況の中、引き続き民間で提供できるサービスは積極的に民間に任せ、民間と競合するサービスについては事業の廃止を行い、経費の削減に努めていきたいと考えておるところでございます。

また、平成18年度からは要介護認定で非該当と判定された方を含む地域のすべての高齢者を対象に、地域支援事業として介護予防に関するサービスを提供しているところであり、

平成20年度から後期高齢者医療制度の創設により、医療保険者が40歳以上70歳までの被保険者を対象とする生活習慣病予防に着目した特定健診及び特定保健指導が義務化されていることなど、保健福祉サービスに対応していかなければなりません。今後、町といたしましては、町民の方がいつまでも住みなれた地域で自分らしい生活を送れるよう、この介護予防に関するサービスを充実させていき、民間事業所でサービスの提供が可能なデイサービス事業については廃止をするものでございます。

入浴につきましては、福祉センター2階の大浴場、小浴場の二つの浴室を男女に分けて 入浴サービスを提供しておりましたが、本年2月2日、小浴場のタイル改修を行ったとこ る、浴槽の防水工事の必要が生じました。そのため、現在、小浴場の使用を中止している ところでございます。そのため、現在は大浴場のみで、午前、午後、男女交代でサービス を提供しているところでございます。また、現在一つの浴場を利用していただいておりま すが、特に不満の声は寄せられておりません。このような状況でもあり、現在のやり方で サービス提供を行っていきたいと考えております。

なお詳細については、師岡課長から答弁をさせたいと思います。

次に、2番目の利根町の防災体制でございますが、現在は稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部及び利根消防署のいわゆる常備消防と非常勤消防団員で組織する利根町消防団とが併存しており、消防団は消防本部の消防長または消防署長の所管のもとに行動をいたします。また、防火水槽と消火栓の配備でございますが、防火水槽が町内全域に 165基設置しており、そのうち補水装置のある防火水槽が 101基、補水装置が未設置の防火水槽が64基ございます。消火栓につきましては、町内全域に 226基設置してある、こういう状況でございます。

最後の、後期高齢者医療制度の内容と予想される保険料の減免制度と保険料滞納についてでございますが、平成20年4月1日から老人保健制度にかわってご質問の後期高齢者医療制度が始まります。この制度の内容でございますが、75歳以上の方が該当いたします。この制度の運営は県内すべての市町村が加入する広域連合が行います。広域連合の区域内に住む75歳、一定の障害がある方は65歳でございますが、以上の方が被保険者となり得るわけでございます。また、予想される保険料の減免制度と保険料滞納でございますが、後期高齢者医療制度に関しましては市町村の議会と同様に広域連合の議会で決定されますが、現在、議会の中で決定されておりませんので、私の口から申し上げることができない状況でございます。なお、議会の予定ですが、平成19年11月か12月に開催する予定だということをお聞きしてございます。概要等、制度上の運営の仕組みにつきましては、これは県のホームページ等にも載っておりますし、また、必要であれば課長から答弁させたいと思います。

以上でございます。

議長(岩佐康三君) 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長(師岡昌巳君) それでは、私の方から入浴サービスにつきまして、現在の利用状況並びに経費等の面について補足して答弁したいと思います。

現在、入浴サービスの利用料は1回当たりの利用料が100円となってございます。利用状況でございますが、昨年1年間の利用者は4,586人、1日平均利用者数にしますと男性が5.57人、女性が13.68人となっております。利用者の実人数につきましては男性が14人、女性が29人、全体で43人の方が年間を通して利用しております。また、おふろの周知につきましては、毎月「広報とね」に、ふろの日のお知らせ等をいたしておりますが、利用者数は年々減少してきているのが現状でございます。

次に経費の面から見ますと、大小二つの浴場を使用していたときに1カ月当たりの水道使用量が510立方メートル、これは使用不可能となった直近の1年間の使用量から算出してございます。また、大浴場のみを使用している現在の1カ月当たりの水道使用量が385立方メートル、これは2月から5月までの使用量から算出してございます。この大浴場のみの使用の場合は、水道使用量が月平均125立方メートル減になったということで、これを上下水道使用料金に換算しますと、月で約6万3,000円、年額で75万6,000円の減となります。また、そのほかにも灯油代等の減額が見込まれるところでございます。

先ほど町長からも申しましたように、現在特に不満の声は寄せられておりませんので、 現在のやり方でサービス提供を行っていきたいと考えております。

議長(岩佐康三君) 2番髙木博文君。

2番(髙木博文君) 2回目の質問に入ります。

町長、担当課長から答弁がありました。

まず定員管理についてですけれども、町長お話ありましたように、現在までの経過においては計画を上回っていると、その後については20年、21年と新規採用を含め検討しているということ、あるいは今後やめていかれる人の中にも統合問題に絡んでの学校給食の関係者の退職が予定されるということをお聞きしましたので、その点については若干安心はしたわけですけれども、しかし危惧されるのは、この18年度のように計画を上回る定員削減が今後生じた場合、あるいはそういうことを進めるお考えがあるのかどうかということですけれども、生じた場合において、やはり個々における定年退職者との関係で、希望退職とか勧奨退職とかいうような部分がもし生じてくるということになれば、また別な問題が出てきます。特に働き盛りの50代の人たちがこの計画に沿う、あるいは計画を上回る形で退職を要請されるということになれば、生活を脅かされて業務に安心して専念できないという状態を招くのではないかということを危惧しております。計画を上回ってのいわば今後の対応を考えておられるのかおられないのか、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思いますし、町長が述べられた19年度以降の中において、定年退職者が具体的に何名各年度ごと入っているのか、これも教えていただきたいと思います。

それから、給料の減額の問題についてです。逼迫した財政のもとでのこの改革プラン、私も全面的に否定するものではありません。しかしながら、行政の担い手である職員の声に耳を傾け、業務に専念できるそういう立場で進めていく。特に、町長も述べられたように、今、職員の方は従来やってきた業務以外のことについてもできるだけ住民サービスの立場からいろいろな形で奮闘している。そのことを考えているとき、たとえ計画で20年度から給料の減額を行うというものを持っているとしても、ここはひとつ町長が言われたように、この間における経過を十分踏まえて検討をお願いしたいというぐあいに思っているわけです。

これ、私の見た会議録の間違いか、私自身の受けとめ方の間違いかとは思いますけれども、18年12月議会における答弁では、人件費の削減計画の目標は17年度の達成率は 197.1、先ほど103.幾らという数字になっていたようですけれども、 197.1という数字も出ておりましたし、この18年度末を経てさらに多く退職されておられる。そして、今後においても新規採用を4名程度を検討するやに聞いておりますけれども、これも年輩の職員の後の補充ということですから、人件費は当然下がるものと見られます。これらのことも含めて、慎重な検討、関係の職員たちとの理解が得られるように丁寧な協議を求めたいというぐあいに思います。

それから、入浴サービス、デイサービスの廃止の動きについては、ほぼ19年3月議会の答弁と同様の説明がありました。今、保健福祉センターの条例案も提案されております。これで見る限り、確かに入浴サービスは現状のまま継続は想定されるわけです。このことについてはそのとおり受けとめておりますけれども、しかし、今の浴槽等が故障した場合、廃止になるのではないか、このことの危惧が私自身消え去っておりませんし、このことに対する考えはいまだ述べられておりません。

私は、前のように二つの浴槽があるのが望ましいと思いますけれども、確かに現状で何とか維持できるというならば、現状の線で引き続き努力をいただきたいというぐあいに思うわけです。

確かに健康福祉課長からお話ありましたように、利用されている人数、そこらについてはいるいる問題あろうかと思います。しかし、この入浴サービスを利用している人は、ひとり暮らしの人が多いと聞いておりますし、これらの人たちは自宅でおふろに入っていて万が一転んだ場合でも人も呼べない、安心しておふろに入れない、また、家にいても話し相手がいない、だから福祉センターの入浴サービスを利用し、その後、仲間と一緒に懇談もし活力を得て毎日の生きがいにしている。まさに今、支援、介護以前の元気高齢者づくりにも十分に役立っている制度、そのように思っておるところです。

これらについては引き続き、何らかの形での存続を強く要求したいと思いますし、また、 デイサービスについてもおっしゃられるように、確かに利根町内にも多くの民間の介護事 業が進出しデイサービスを行っております。その受入枠も確保されているということにつ いては、私も聞いております。しかし、利根町福祉センターのデイサービスは、職員とボランティアが一体となって利用者に接しており非常に好評であります。利用者も連日定員に近い、そういう状況になっております。ますます高齢化する利根町において、介護福祉の問題は最重要課題でありますし、また、施設介護でなく在宅介護の比重は政府の施策からしても今後一層ふえるものと考えられます。

そうしたとき、町みずからが介護事業を実施しながら、民間の介護事業を指導監督する、 その役割からも私は説得力のある行政が実施されることにつながるのではないかというぐ あいに思っております。特に高齢者は環境の変化に大変敏感です。長年なれ親しんだ町の デイサービスは廃止ということになれば、医療やより高度の重度の介護の世話になるとい うことも考えられます。これは介護保険財政上からもマイナス、そのようなことについて 私はこのデイサービスの存続を望むところであります。

限られた人的資源を有効に活用し、必要な介護制度の施設や充実に充てる、お話ありましたように、確かに要支援以前の介護にもっていかない段階での元気な高齢者をつくる、そのための新たな事業、このことも確かに必要です。そのこととあわせて、現行のサービスとの、どういいますか、かかわり、これをもっと追求して、オール・オア・ナッシングでない、利根町の高齢者が大事にされるという、そういう現在の状況を引き続き続ける、これが利根町という自治体の評価にもつながり、利根町の人口減少にも歯どめをかけることになるのではないかと思います。町長の賢明な判断を期待したいと思います。

大きな二つ目の質問です。これも昨日来多くの議員から発言があり、また、いろいろ答 弁なされております。私は別の角度から利根町の体制について質問をしたいと思います。

私が持っている資料、茨城県の各自治体の標準得点及び市町村順位という資料が出されております。これでありますけれども、これは18年度版でありまして、県下が49自治体であったときの数字でありますけれども、利根町は消防ポンプ自動車等については、平均の数値を県全体を50とした場合、当てはめていったらば、消防ポンプ自動車等は49自治体中14位、消防水利は30位、消防団員数は16位、これが定員をとっているのか実際の人員なのかちょっと定かでありませんけれども16位、そして出火件数は35から39位、しかし罹災所帯及び建物損害は7位、出火1件当たりの火災損害額は4位、焼損面積は6位ということになっております。これは、消防車、消防団員は平均より充実しているものの消防水利は平均以下であり、出火件数は少ないものの建物火災による被害は大きいということが示されています。まさに今度の早尾台のあの火事はそういう状況にもつながっているというぐあいに思います。

その理由として考えられるのは、新興団地が多く、加えて消防水利施設が不十分であるとともに、これが住民に十分徹底されていない、加えて高台も多い、水圧の関係から一たん火が出たらばなかなかそれを消すことができない、こういうことがあるのではないかと思います。

さらに、いま一つ危惧しているのは、消防団員においても志気の低下を招く要因が、近年生じるなど問題があったのではないかというぐあいに思います。特に、19年3月議会で消防団員の費用弁消費引き下げの提案があり、これが否決されたことにかんがみ関係者にあつれきが生じたとすれば、住民の財産と生命を守る役割を担う自治体としては、軽視できない問題と考えられます。また、町長の消防団の改革を求める考えが昨日来披瀝されておりますけれども、ここにおける自主防災組織の現状が現時点でどのようになっているのか、ちょっとお聞きをいたしたいというぐあいに思います。

なお、町長のその消防団の改革を求める考えと、現在、消防団関係者の間においては意識に乖離があるのではないか。また、そのことを関係者と十分お話をされているのか、疑問に思います。長年専門的に頑張ってきた消防団の人たちはそれなりにプライドもあります。これらを無視し一方的に押しつけられた場合、たとえよい考えであったとしても簡単に賛同を得られるものではないと考えますし、相手の立場を尊重した丁寧な話し合いが必要かと思います。団長、副団長等が新たに任命されるというこういう時期でもありますので、改めて町長の方から、関係する消防団員の理解のもとに、町長が考えられている改革が進むように努力をしていただきたいと思います。これら消防団問題の解決のために町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

後期高齢者医療制度についての現時点、確かにまだ議会が一、二回開会された程度で、詳細が決定されていないというのは私どもも承知をしております。しかし、この後期高齢者医療制度は、制度としても、従来の老人保健制度から75歳以上の高齢者を対象に新たに発足するものであって、運営も県単位の広域連合ということになっておりますし、また、その広域連合の議会議員も全自治体から選出されているものではない。そういう意味で、この制度の周知や利用者の声を反映する仕組みはどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

また、加入者の負担が、75歳以上全員が対象で、その保険料も厚生年金の平均的な受給者で介護保険料を加えると 6,200円プラス介護保険料ということで、月額1万円を超えるということが予想されます。今まで家族の被扶養者であった方も2年間の猶予措置はありますけれども、これらの人からも徴収をする。また、配偶者が75歳以下の場合は、配偶者は別に国民保険に加入をするということで、二重に保険負担が強いられる。高所得者の場合は自己負担が3割になるなど、負担増は確実です。さらに、年金が1万5,000円以上の人は年金から原則天引きになる。それ以下は直接徴収ということになりますけれども、保険料が負担となり納入できない人が生じると思われます。こうした場合、保険証取り上げ等の問題が危惧されるわけですけれども、自治体独自の減免制度や保険証取り上げによる短期保険証発行や資格証明書の発行の問題については、これは広域連合と自治体との関係ではどのような扱いになるのかお聞きをしたいというぐあいに思います。

年金収入のみで生活し、複数の疾患を持ち、治療の長期化や複数の医療機関を受診する

などの特性を持つ高齢者に資格証明書を発行し、窓口での負担10割を求めるということは、 死ねというに等しい仕打ちであります。私はこうした状況を踏まえるとき、保険証取り上 げは行うべきではない、このように考えるところでありますし、窓口になる地方自治体に は、こうした点に十分配慮した対応が求められます。改めて、減免制度や保険料滞納の場 合の保険証取り上げに対する基本的な考えについて、お尋ねをいたします。

まだ現時点不確定要素が多いですから、なかなか答弁できにくい部分もあろうかとは思いますけれども、利根町として努力していくその方向性だけでも、きょうここで回答いただけたらというぐあいに思っております。

以上、2回目の質問を終わります。

議長(岩佐康三君) 暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分開議

議長(岩佐康三君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) 細かい点については課長から答弁させたいと思います。

まず、定員管理の件についてでございますけれども、退職云々についてはあくまでこれ は職員の自主判断でございますので。私どもが強制的に、ある程度の文書等による一定年 齢の肩たたきはいたしますけれども、それ以上はこれは職員がみずから、転職されても生 きていけるということであれば、そのような本人の望みに沿った形で私どもは受理すると いうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、高齢者等の件でございますが、先ほども申し上げましたように、行政といたしましてはやはり40歳から70歳未満の方の対象者、高齢者につきましては別の広域連合の方でやりますから、それらを対象とした生活習慣予防を重点的に、特定検診あるいは特定保健指導に重点的に力を入れまして、医療費の抑制等について力を入れていくというような方向で考えておるところでございます。

それから、消防についての消防団との乖離云々というようなご指摘がございましたけれども、決してそういうことはないというふうに私も思っております。今まで、私1年、もう少しで2年になるのですけれども、消防団の幹部との話し合いというのは今までやったことないのですけれども、今後、新しい消防団長には、今までの点を踏まえた中で、いろいろと私も呼んでくださいよと、そういう会議があったときにはぜひ私も出席したいというようなことで申し上げておるところでございますので、今後、非常備消防団であっても、行政との深いつながりの中で住民の安全安心を守るということで今後やっていきたいというふうに思っております。

それから、何%云々の細かい点については、担当課長の方から答弁させます。

議長(岩佐康三君) 広域行政推進室長木村克美君。

〔広域行政推進室長木村克美君登壇〕

広域行政推進室長(木村克美君) それでは、髙木議員の質問にお答えいたします。

初めに、集中改革プラン上の定年退職者の件でございますが、19年度末で一般行政職で2名、それから給食調理員等の行 職員で4名、20年度で一般行政職で3名、給食調理員等の行 職員はゼロです。21年度については一般行政職で1名の定年退職者を予定しております。

それから、先ほどのパーセンテージの件でございますが、去年は 197.1%というふうな数字で、今回が 103.7%ということで数字が違うのではないかということでございますが、前年度の数字につきましては、人件費の削減の達成率で町長は答弁しております。今回の質問における答弁につきましては、利根町集中改革プラン全体の達成率の 103.7%ということでございます。

議長(岩佐康三君) 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長(福田 茂君) まず最初に、消防団の指揮、団長、副団長が不在だったため 指揮はどうなっているかということでしたが、この指揮というのは、消防団の志気の方で ございますか。

そうですか、わかりました。

やはり団長、副団長が不在だったということで、志気の方は低下はしていたかとは思いますが、いざ消火活動になりますと、そういったことは団員の頭からは離れますので、消火活動に全力を注いでいたということでございます。

それから、高台等によって消防水利が不十分であったのではないかということでございますが、消防水利の基準には自然水利、これは川とか沼とか湖とかそういったものでございまして、それと人工的な水利ということがございます。人工的な水利というのは、防火水槽それから消火栓、あとプールとか、そういったものも人工的な水利のうちに入ります。そういったものを統合した数値、そういったものが先ほど議員のおっしゃられた統計か何かの資料の中にあったのかなとは思うのですけれども。

早尾台の水利に関しましては、ここは都市計画法に基づきまして大臣許可を受けて開発した区域でございますので、きのうも答弁しましたとおり、消防水利の基準の方は満たしております。また、消防力の基準というのもございまして、これは準市街地においては消防ポンプ自動車2口、それから手引き動力ポンプまたは小型動力ポンプが1口というような基準がございます。準市街地というのは建ぺい率10%以上の建物が連立しておりまして、その区域の人口が1万人以下というところが準市街地というような基準になります。

利根町の消防力につきましては、町全体を市街地というような基準にもっていきますと、

ポンプ自動車が3台、それから手引き動力ポンプまたは小型動力ポンプが2口というような基準に該当するわけなのですが、町全体を市街地と、1ランク上げてそういった基準にもっていっても、それを大幅に上回っております。利根消防署においては消防ポンプ車が2台ございます。それから利根町消防団が保有する消防ポンプ車は7台、それから小型動力ポンプが11台ございます。先日の火事の際には、消防団からはポンプ自動車が7台、それから小型ポンプが10台ほど出動しております。

また、きのうも答弁したところでございますが、防火水槽が早尾台には6基、それから 消火栓が3基ほど設置されておるのですが、実際に使われたのは、火災現場から東へ1線、 西へ1線というような直線で最も効率のよい体制をとりますので、そういった形でポンプ 車等を配置しまして水を供給したということで、実際に使われた防火水槽が4基、それか ら消火栓が3基になります。

それと、高台において水圧が足りなくて消防の水利が不十分であったのではないかということでございますが、当日、午後10時ですか、私は現場に10時前には行っていたのですけれども、現場を見まして大変な火事だというようなことで、午後10時ごろには水道課の職員に招集をかけまして、早尾台の高架タンク、上水道の高架タンクに水をどんどん送ってくれというようなことで、水道課の職員に、もういいですよというようなことを出したのは、午前2時半ごろだと思います。それまで水道課の職員には待機していただいて、水を送っていただいております。約1,000トンぐらいですか、水を使用したということで水が切れるということはございませんでした。

それと、高台にあっても消防で消火をする際には、消火栓から水をとっても、小型動力 ポンプまた消防ポンプ車で加圧して放水しますので、高台であっても水圧に関しては問題 はないのかと思っております。

それから、自主防災組織でございますが、自主防災組織につきましては、平成5年度から平成13年度にかけまして、それぞれの行政区に、自主防災組織を整備する結成時の補助金としまして、これは県費の方から出ているのですが、県の方から10万円、それから資材、資機材の補助というようなことで町が50万円、それから県が50万円ということで、1行政区に対しまして 110万円ずつの補助を行って、各地区で自主防災組織をつくってもらったような経過でございます。

それと、消防団との意識の乖離があったのではないかということでございますが、まず、 非常勤消防団につきまして皆様のご理解をいただきたいと思います。

消防団という組織は、郷土愛護の精神のもとに結成された義勇団的な組織でございまして、多くの先輩方が郷土を守るため犠牲的な精神を持って築き上げてきた伝統、それから歴史的な背景を持った組織でございます。これは議員も先ほどおっしゃっていましたようにご理解いただいているところかと思います。

すべての団員が本来の職業を持ちながら、町民の生命財産を守るため、自分の生活を犠

牲にしてまでも災害に備え、消火訓練や水防訓練という厳しい訓練を行っております。消火訓練におきましては、毎年8月から9月にかけまして2カ月間、平日休日を問わず夜間に実施されております。この間、団員の皆様は仕事を終えて帰宅してから夕食をとるのもままならず、疲れた体にむち打って厳しい訓練を受けられておるということでございます。団員の中には小さいお子さんをお持ちの方も多数おられますが、お子さん方は、帰宅してすぐに出ていってしまう父親を見てさぞかし寂しい思い等をしていることとは思いますが、こうした犠牲も自分の家族を守るため、そして生まれ育った郷土を守るため耐えられるものと、日ごろから私は敬服しているところでございます。この点につきましては、町民の皆様も、消防団員のこうした日ごろの努力、こういったことをご理解くださいますようお願いするところでございます。

また、このたびの火災の際に、私も現場にいたわけですが、確かに地元消防団、非常勤消防団というのは非常勤でございますので、幾ら訓練を受けていても現場でもたもたするというような状況はいつの火災の際にもございます。その際に、夜間であり、ちょうど連休中ということもあって、お酒を飲まれていた方も多かったのかと思うのですが……。

ちょっと団員に対して消火活動を妨害するようなところもございましたので、やはりその辺は十分ご理解していただいて、地域の方にも協力をいただきたいということでございます。

以上でございます。

議長(岩佐康三君) 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長(師岡昌巳君) それでは、入浴サービスについてでございますが、先ほども言いましたように、現在の1カ所のやり方でサービス提供を行いたいと考えております。しかしながら、今後、施設の老朽化による大規模改修等が生じた場合、町として大変厳しい財政状況の中でございますので、今後の福祉サービスの提供について何を優先的に取り組んでいくかを検証していきたいと考えております。その中において、入浴サービスの提供が困難になることも予想されているところでございます。

また、デイサービス事業の件でございますが、先ほどから町長等が答弁しておりますように、元気高齢者づくり、介護予防事業等が今後積極的に推進していく必要があるということで、デイサービス事業の廃止によりまして、その介護員あるいは看護師等をその事業に充てまして、それを充実させていくというようなことでございます。

また、ボランティアの件でございますが、本当に大変多くの方に来ていただいております。このボランティアは社会福祉協議会に登録されている方でございまして、センターでは利用者との会話あるいは医療時の介助、見守り等の援助をいただいております。現在1日平均2.7人ということで来所いただいておりますが、デイサービス廃止になった後は介護予防の支援をいただければと考えております。事業の内容によりましては、多くのボラ

ンティアのかかわりが必要になるというものと考えております。

議長(岩佐康三君) 持ち時間をオーバーしておりますけれども、一応行政の方からの 答弁は行います。

町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長(高野光司君) それでは、髙木議員の質問にお答え申し上げます。

町民、利用者の声をどのように届けるかということですけれども、今、茨城県の後期高齢者広域連合が設立されておりまして、事務局が今、髙木議員言われたとおり設立されているところでございます。その中で、我々市町村の仲間も40名近く実務に携わっているところでございます。その中で、いろいろな住民の方の意見もその中で反映されるだろうと考えております。また、我々医療の担当課長もその会議等に出席しておりますので、住民の方の意見もそこで取り入れられるということでございます。また、先ほど町長からありましたとおり、ホームページも開設されてありますので、そこに行っていろいろな住民の不安になるようなことがあれば、そこでいろいろな質問に対して回答していただけるのではないだろうかと思います。

いずれにしましても、まだ設立されて、昨年のときに当議会で広域連合の設置に関する協議が議決されたところにるる細かく説明あったかと思いますけれども、できたばかりであり、また、18年度の医療費につきましても我々やはり同じように危惧しているところでございますけれども、現在どのように仕事が広域連合で行われているかといいますと、2年間、平成20年、21年と、事業量というか保険料をある程度決めていくという作業に今入ってございます。要するに、この後期高齢の財源といたしましては、髙木議員ご存じのとおり、公費で5割、国県町で5割、残り4割が今入っている保険者が4割を負担する、それで後期高齢者本人が1割負担していただく、これは老人保健と同じような制度を引き続きやっていくという状況でございます。

そういう中で、今ちょうど18年度の保険料、決算終わりましたので今吸い上げている状況でございます。その中で、全体の給付費がどのぐらいかかるのか、あと高額医療費がどのぐらいかかるのかという、推計では33万人ほどの被保険者があるだろうということでございます。その中におきましても総額を算定する作業が入って、まだ決算締めて5月末ですので今吸い上げている状況でございます。また、国保関係は連合会の方とか支払基金等わかりますけれども、今電算の、当初にいろいろな電算の繰越明許をお願いしたと思うのですけれども、そういう整理を進めながらやっているという状況でございます。

その中で、8月中には広域連合に対しまして、いろいろな広域の決定並びに保険料の試算の中間報告が出るだろうということをお聞きしております。それで、連合の臨時議会等々をやって、先ほど町長が言いましたように、最終的には11月か12月でしょうけれども、その前にはある程度の試算、仮試算定あたりが出てくるであろうということを聞いてござ

います。そのような状況でございますので、住民の方の声はその都度我々も言いますし、 住民の方直接でも聞ける、ましてや議員さんたちも入っておりますので、いろいろな形で 意思疎通というのはできるだろうと思います。

また、保険料の軽減、確かに低所得者にとっては保険料が年金から天引きされるというのは大変苦しいかと思いますけれども、この制度につきましてもやはり介護保険制度と同じような制度をまたやっていくということでございます。その中で、高齢者制度ができた背景は、ご存じのとおり、やはり高齢者の方の医療費が大変伸びている中で、要するに担っている方の、我々とか会社の方たちの保険料が多くなっている。働く人が少なくなって負担の、高齢者に対する保険料が多くなるということで、多く広く平等に保険を負担していただくというのが本来の制度だと考えております。そうするためにこの制度ができたのであろうということであります。また、独自に減免措置ということですけれども、国から示されたとおり軽減措置が示されてございます。応能応益5割5割ですけれども、ご存じのとおり応益の方で所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減という形で軽減措置がとられるということでございます。

一つの例を申し上げますと、国で試算しておりますけれども、我々今、国の試算の歳計しかわかりませんので、いろいろな情報を見ますと、一つは厚生年金の受給者の平均年金が 208万円だということで国の方で制定したということでございます。その軽減につきましては、基本的に一つの例を申し上げますと、基礎年金受給者、年額79万円の方は応益で 7割軽減ということで月 900円です。応能がなくて月 900円ということでございます。

ちょっと戻りますけれども、 208万円の根拠というか、では保険料はどのようになっていくのかということでございますけれども、応能応益5割5割です。それで、全国平均をつくって月3,100円が応能、応益も3,100円だというのが国の基準でありまして、あとは広域連合の中でおのおのの所得に応じてやるという状況でございます。ですので、低所得者に対してはある程度軽減措置をとっているのだろうと思っております。

また独自の政策につきましては、あくまでも広域連合に我々加入しておりますので、広域連合がやる仕事というのが、やはり保険料の決定をしていく、いろいろな制度をやっていくということでございます。また、市町村は何をやるかといいますと、今までどおり減免の申請、また、高額療養の申請受付等をやりますので、住民の方には今までどおりやっていただくということであろうと思っております。

また、滞納したから取り上げるだろうということでございますけれども、今の制度におきましても国保と同じような制度をやっていくのだということでございます。その中で、末端の我々窓口にしましても、いきなり75歳の高齢者の方に短期の保険証とかそういうものをやるのではなくて、いろいろな来た方の事情があると思いますので、一人一人の方の所得の状況だとかそういうものをお聞きしまして、その方の事情に応じて対処していきたいと考えております。

まだまだ広域連合の中で決定されておりませんので、その都度、できましたら報告していく、また、町民の方につきましても5月の広報等につきまして後期高齢者医療制度についての広報をしたということで、広域連合の組織についてご説明したところでございます。また7月につきましても、広域連合の制度につきまして、先ほど私が言いました内容を広報等でお知らせするということでございますので、いろいろな情報がわかり次第ご報告していきたいと考えております。以上です。

議長(岩佐康三君) 髙木博文君の発言の時間が既にオーバーしておりますので、議会 運営委員会の申し合わせ事項によりまして一応これで発言は終了させていただきますので、 よろしくお願いいたします。

髙木博文君の質問は終わりました。

それでは暫時休憩をいたします。

午前11時12分休憩

午前11時20分開議

議長(岩佐康三君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番通告者、10番五十嵐辰雄君。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

10番(五十嵐辰雄君) 7番通告、10番五十嵐辰雄でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。質問については、1番龍ケ崎市との合併の時期について、2番投票率向上対策について、3番消防防災体制の整備について、この3点について質問いたします。

まず1番ですが、龍ケ崎市との合併の時期について、これにつきましては合併特例法に 続いて合併新法が施行になりました。これは前回の合併がほぼまとまりかけて合併に至ら なかったところをもう一度考え直そうという法律でございます。知事が勧告できる強い権 限があると理解しております。県内では、利根町、龍ケ崎市が茨城県として合併交渉の第 1番目に入っていると考えられます。茨城県市町村合併推進審議会から合併市町村の組み 合わせの答申を経て知事から勧告がありました。利根町としての対応を考えておかなけれ ばなりません。

この件については井原町長は、平成19年第1回議会定例会並びに第2回議会定例会でこのように所信を述べております。概要につきましては第4次利根町総合振興計画で将来人口をおおむね3万人、世帯数を8,000世帯と想定されている。人口フレームに相当数のずれが生じる。2期基本計画が19年度が最終となる。次期計画として20年度を初年度とする5カ年計画を3期基本計画として19年度に策定すると、そしてあわせて振興計画の見直しを行うと、そしてまた、今後龍ケ崎市と合併するに当たっては、この3期基本計画の中で町の指針を打ち出すと、このように決意を述べております。

そこで、今現在、振興計画策定中と思いますが、龍ケ崎市と今、町長はどのような協議をされているかまずお伺いします。そして、県の市町村合併推進審議会の現在の審議状況についてもお伺いいたします。

2番ですが、総合振興計画の見直しの理由として、少子高齢化社会の到来で、特に利根 町は年少人口で県内でワースト入りをいたしました。合併してからの利根町のまちづくり についての町長のお考えをお尋ねいたします。

そして3番ですが、龍ケ崎市長と合併について会談は行っていると思いますが、龍ケ崎市長とどういう話をされていますか、お伺いします。きのうの答弁ですと、稲敷地方広域市町村圏事務組合の管理者会議、そして塵芥処理組合、衛生組合の管理者会議で、龍ケ崎市長とはそういう会議の席上で話をしていると。正式に龍ケ崎市長の市長室を訪れて話をした回数は最近少ないような感じがいたします。その点を町長のお考えを重ねてお伺いします。

それから、ことしの4月に入り人事異動がありました。昨年度は広域行政推進室長は空席でございましたが、多分、この19年度4月から、合併作業の重要性からして専任の室長を置くことになったと、そういう感じがいたします。そしてもう一つは、この広域行政推進室長には町長と市長のトップ会談から、今、どういう仕事を室長に、合併についての事務作業を指示しているか、室長が専任ですから多分、龍ケ崎市との事務事業の打ち合わせか何かの指示をしているような感じがしますけれども、この点もお伺いします。

それから、投票率の向上でございますが、年々投票率が下がっております。これは、たしか若い人の選挙離れが進んでおります。そこで、まず町として、選挙管理委員会としまして、県会議員の昨年やりました一般選挙の投票率、そして町議会議員の4月の投票につきましての投票率をお伺いします。それと、投票率向上対策についてもあわせてお尋ねします。

もう一つ、投票率の向上については、人口の増減により投票区の再編成、見直しをするのが当然と思います。現在の投票区は昭和何年度に編成がえしたか、その点もお伺いします。

それから、利根町の各自治区の行政区の人口の増減がございます。各投票区においても前回の見直しからかなりもう時間がたっていますので、相当数の投票区ごとの人口が変わっています。見直しをするお気持ちがあるかどうか、その点お伺いします。

そして、もう一つですが、投票率を上げるには投票区を追加することも一つの考えでございます。国や県の選挙につきましては、その選挙の費用はほぼ全額委託金という形で町の方に支給されます。足りない分は町負担でございます。投票区をふやすためには選挙費もかかってくると思いますが、そういう場合には、選挙の投票事務を一部委託に切りかえるとか、そういう方式をとれば人件費の削減につながると思っております。この近在の市町村でそういう事例があればお示しをください。

3番ですが、消防防災体制の整備でございますが、これにつきましては、きのう、きょうと各議員から一般質問がありまして相当議論がされております。これも平成19年第1回 定例議会で井原町長は、施策についてこう述べております。

朗読しますけれども、町長の答弁でございますが、これは要約した点でございますが、 本町には全行政区に結成された自主防災組織があります。災害時における初期活動の中心 となるのがこの組織であります。そして、隣近所、常日ごろのお付き合いが有事の際に最 も重要ですと。そこで、この自主防災組織の強化策をお伺いいたします。

それから、防災につきまして、総合防災訓練の実施についてお伺いします。

以前に、利根川河川敷で総合防災訓練を実施しました。今後、第2回の防災訓練を実施する予定があるかどうかお伺いします。そして、全行政区に自主防災組織を整備したので、これを機会に広域消防、消防団、それに自主防災組織、町民が一丸となり、災害に強いまちづくりに取り組む必要があります。それにはどうしても総合防災訓練は必要欠くべからざる事業でございます。そういうお考えにつきまして町長のご所見をお伺いいたします。

それから、3番でございますが、現在の消防施設の中で防火水槽、消火栓の整備状況についてお伺いします。これにつきましては、事務事業については第3期の基本計画、それから事務事業は3年サイクルで実施計画を多分つくっていると思うのです。そういう中で、実施計画の中で防災関係の防火水槽、消火栓の整備についてお伺いします。

行政改革について、利根町集中改革プランが示されました。その中で、住民が一番望むのは安心で安全なまちづくり、それにかける投資的経費はどうでしょうか。私は非常に心配しております。経費の節減に奔走し、防災関係の予算をなおざりにしていませんか。事業の実施計画は5年単位で作成していますが、もう既に、20年度の事業については多分、今年の11月ごろから策定しますので、そろそろ着眼点と思います。そして、事業年度は4月に始まりますので、3月の定例会で町長の所信については、既にもう6月ですから、自主防災組織についても事務事業としての中に入っていると思います。その点どういう今お考えですか、お尋ねします。

以上、1回目終わります。

議長(岩佐康三君) 五十嵐辰雄君の質問に対する答弁を求めます。 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) それでは、五十嵐議員の質問に答弁をいたします。

まず、龍ケ崎市との合併の時期についての中での1点目でございますが、第4次総合振興計画2期基本計画見直し作業に着手しているが、計画策定に龍ケ崎市と協議しているか、 また、現在の審議会の審議状況はどうかというふうなご質問でございます。

今回の見直しにつきましては、2期基本計画が今年度で計画期間の最終年度となります

ので、3期基本計画として、平成20年度から5年間の具体的な利根町の重要施策や事業等の方向性を再調整するものでございます。この第3期基本計画策定につきましては、町の将来像を描くものでございまして、本町の地域性や特性などを生かした中で、本町独自のまちづくり計画の策定を行うものでございますので、原則として龍ケ崎市との協議は行いません。

また、6月6日を提出期限といたしまして16歳以上の町民の方 2,000人にアンケート調査を行いましたが、現在、その集計、分析作業を関係各課において基礎資料などの作成を依頼しているところでございます。また、振興計画策定委員会の補助機関といたしまして専門部会を設置するための準備を行っているところでございます。この専門部会の運営には、町内でボランティアや公益活動を行っている方々などの町民の方にもご意見をお聞きする機会を設けて、広く町民の意見を取り入れながら計画策定の資料の収集や計画案の立案を行う考えでございます。

このように、3期基本計画策定のための準備作業を今急ピッチで進めているところでございますので、振興計画審議会は現在のところ開催してございません。

次に2点目の合併後の利根町のまちづくり計画はということでございますが、議員ご指摘のとおり、本年5月に、人口に対する14歳以下の子供の占める割合が利根町が茨城県内で一番少ないとの新聞報道がございました。その一方で、高齢社会の進展により、本町の人口に占める65歳以上の高齢者の割合が22%を超えました。

このような中でのまちづくり計画ということですが、1番目に、安全で快適な住みよいまちづくりといたしまして、都市基盤、生活基盤の整備充実ということで、調和のとれた土地利用、道路交通網の整備や災害に強いまちづくりなどを進めていきたいと思っております。特に、昨年開通いたしました若草大橋の先線となる道路につきましては、茨城県の総合計画で千葉茨城道路としての位置づけがされております。このことから、道路周辺については、将来、市街地などの新しい発展の活力が創出されるよう、自然環境を守りながら開発と保全の調和のとれた土地利用のあり方を考えていく必要があると思っております。

2番目には、安心して暮らせる人にやさしいまちづくりといたしまして、保健、福祉、 医療充実ということで、特に高齢者や障害者などが住みなれた地域で自立した生活を続け ていける環境をつくっていくこと、そのためには生活習慣病予防のための特定健康診査や 特定健康指導などの充実によりまして元気な高齢者づくりを一層進めるとともに、障害者 の地域での生活を支えていく仕組みをもつくる必要があると感じております。また、心身 ともに健康な生活を送ることが個人にとっても社会にとっても重要なことでありますから、 生涯にわたる健康づくりにきめ細かくかかわることも大切であると感じております。それ に子育て支援もあわせて進める必要があります。

3番目に、2007年問題といわれている団塊の世代の方々の退職の問題でございます。本町の場合、人口に占める団塊の世代の皆さんの割合が高く、地域の中で活躍する場を提供

していくことが重要であると感じています。本町といたしましても、町民やボランティアなどが行う公益活動を支援したり、住民の皆様と連携・共同しながら、互いに役割分担をして、さまざまな活動をする仕組みをつくることが重要であると考えております。この団塊の世代の皆様方の知恵と経験を生かすことが大切であると思いますし、また、みずからチャレンジしていくことも私は大変大切だなというふうに思っております。ただ、残念ながら利根町ではみずからチャレンジするその場がないような感じがいたします。都会の方がみずからチャレンジする機会が多いなというふうに感じておるところでございます。この方は一騎当千のつわものでございますから、それぞれみずからやはりチャレンジをしていただきたいというふうに思っておるところでございます。

4番目には、活力に満ちた人のふれあう町といたしまして基盤整備を進めることによる 農業振興、商業の振興及び新たな産業の振興を行うことによって、働く場を提供すること が大切であると感じております。そのようなにぎわいと活力のあるまちづくりを進めるに はどのような方策があるかを考えていきたいというふうに考えております。現在、未利用 になっている町有地についても有効に活用することにより、産業の新興と新たな雇用の場 などの確保を進めていければというふうに考えておるところでございます。

5番目といたしましては、豊かな心と創造性あふれるまちづくりといたしまして、学校教育を中心とした教育環境づくりが挙げられるかと思います。子供たちの持っている力が、よい方向に発揮できるように地域全体で見守りができるように進めていきたいと考えております。

最後になりますが、行財政健全化を目指して集中改革プランの着実な達成が重要だと思っております。一層の効率的な行財政運営が行われるように知恵を出して、町民が連携してまちづくりに参画して行動できるよう進めていきたいと考えております。

以上のようなことを踏まえながら振興計画第3期基本計画の策定を進めまして、合併協議が始まった場合も、この基本計画に沿ってすり合わせができるように今から準備をしていきたいと考えておるところでございます。

次に、3点目の龍ケ崎市長との合併についての話し合いでございますが、茨城県市町村合併推進審議会の動向や統一地方選挙の動向を見極める必要がありましたので、本議会が終了いたしましたらお会いして再度、合併についてお話をしていきたいというふうに考えております。今後は、議長にも一緒に行動することをお願いをいたしまして、議会と町の姿勢を示すことによりまして、合併に向けて大きな前進となるように考えておるところでございます。今後、この体制で話し合いをしていくことでお互いの信頼関係をより強固にいたしまして、早期に合併が実現していくものと考えております。

また、龍ケ崎市の第5次総合計画の前期基本計画、これは平成19年度から23年度までの計画でございますが、今年発表されております。

参考までに申し上げますと、この中で合併について龍ケ崎市は、全国的にも市町村合併

が推進する中、本市においても合併の実現に向けて取り組んでいきましたが合併には至りませんでした。しかしながら、市町村合併は重要な行政課題であり、引き続き国、県さらには周辺市町の動向などを見極めながら、本市の進むべき方向性などについて慎重に対応していく必要があります。

また、その施策として次のように述べております。合併の検討は市民の意識や国・県等の動向の把握、分析に努めながら、行財政運営の効率化、市民サービスの向上が十分に発揮される枠組み、仕組みを検討いたします、というふうに述べております。

このことから、合併に対しては前向きな方向であると考えられます。市民の意識はもちろん、国県の動向が合併に対して重要な要素であると思われますので、茨城県市町村合併 推進審議会の答申に注目をいたしまして、龍ケ崎市との合併を推進してまいりたいと考え ておるところでございます。

次に、大きな2番の投票率向上対策につきましては、利根町選挙管理委員会事務局長から答弁をさせます。

次に、3番目の消防防災体制の整備についてでございますが、まず初めに自主防災組織でございますが、これは地域住民が自分たちの地域とみずからの命は自分たちで守るという自覚と連帯感に基づき、自主的に結成する組織であります。利根町においては現在、すべての行政区に結成しております。その中には、千葉県印西防災センターで実施されている研修会に継続的に参加されている行政区もありますし、また自主的に防災訓練を実施している行政区もございます。

このように、防災に積極的に取り組まれている行政区もありますが、さらに組織を強化するためには、その中核となるべきリーダーの役割が極めて重要であります。自主防災組織にとって望ましいリーダーとは、防災問題に関心が高く、かつ防災対策の経験も豊かであり、長くやっていただくことが大事だなというふうに思っております。このような人材がなかなか見つからないのが現状でございます。しかしながら、自主防災組織リーダーの育成は地域の防災活動にとって最重要課題でありますので、今後とも稲敷広域消防本部や利根消防署と連携してリーダー育成に努めていきたいと考えております。また、利根町消防団との話し合いも図っていかなければならないというふうに考えております。

次に、総合防災訓練の実施についてでございますが、先ほど申し上げましたように、町内各行政区の自主防災組織においては積極的に防災訓練等を実施しているところもございますが、いまだに実施されないというような行政区も多くございます。大災害発生の際に初動活動を行うのは各地区の自主防災組織であります。まずは、この組織ごとに防災訓練等を実施していただきまして、町民全体の防災意識が高まった時期を見て総合防災訓練を実施するのがより効果的であると考えておりますので、総合防災訓練の実施は今のところ未定でございますが、その必要性は強く感じておるところでございます。昨年度からこうした、まだ実施されていない地区の区長さんには、利根消防署、利根町消防団、それから

町が協力をいたしますので、ぜひ防災訓練等を実施していただけるようお願いしておると ころでございます。

三つ目の消防施設の現在の整備状況でございますが、先ほど髙木議員の質問に答弁した とおりでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長(岩佐康三君) 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長(福田 茂君) それでは、2番目の質問の、投票率向上対策についてお答えいたします。

投票率向上対策をどのように行っているのか、また、各選挙における前回、前々回の投票率についてのご質問でございますが、まず各選挙における前回と前々回の投票率についてお答えいたします。

利根町長選挙の前回の投票率は 72.94%でございます。前々回は無投票でございます。 それから利根町議会議員一般選挙の前回は 68.66%でございます。前々回は 70.98%でございます。衆議院議員総選挙の前回は 69.69%で、前々回は 64.54%でございます。参議院議員通常選挙の前回は 58.56%で、前々回は同じく 58.56%でございます。茨城県知事選挙の前回は 69.90%で、これは衆議院議員選挙と同日選挙のため高かったものと思います。また、前々回は 33.64%でございます。茨城県議会議員一般選挙の前回は 59.14%で、前々回は 57.32%でございます。農業委員会委員一般選挙及び豊田新利根土地改良区総代選挙につきましては、前回、前々回ともに無投票となっております。

各選挙ごとに前回と前々回を比較しますと、おおむね横ばいから向上傾向にございます。また、国や県の選挙では、おおむね2%ほどこれらの平均を上回っている状況でございます。投票率向上対策につきましては、国や県の選挙では、それらの選挙で行われるポスター掲示や啓発物品の配布等により啓発活動への協力を行っているところでございます。また、町の選挙につきましては、自主財源で行わなければならないことから、「広報とね」への掲載やまた防災無線の活用などにより、必要最小限の費用でできるだけ大きな効果が得られるよう啓発活動に努めているところでございます。

次に、投票率向上には人口の増減により投票区の変更を考えているか、また現在の投票 区はいつから実施になっているかについてのご質問にお答えいたします。

現在の13投票区での選挙が執行されたのは、昭和57年12月12日執行の茨城県議会議員一般選挙からでございます。それ以前はニュータウン、利根ニュータウン、利根フレッシュタウンを除く11投票区で選挙が執行されておりました。投票区の変更につきましては、昭和44年当時の自治省選挙部長通知によりますと、1投票区の基準は有権者3,000人を限度としております。また例外的に、家から投票所までの距離が3キロメートル以上の場合や、その距離が2キロメートル以上でかつ1投票所の有権者数が2,000人を超える場合には投票区の再検討を行うべきであると通知されております。

利根町におきましては 3,000人を超える地区、または再検討をすべき地区は現在のところございません。このように、現在の13投票区もその基準に沿って設定されていることや、この基準が有権者の利便性を背景につくられていることから、安易に変更はすべきものではないと考えております。しかしながら、ご質問にありますとおり、町内においても行政区ごとに分類いたしますと人口の増減がございますので、有権者のさらなる利便性向上や投票率の向上が図られるよう、このたびの7月の参議院選挙後、選挙管理委員会において投票区の見直しを検討していきたいと考えているところでございます。

次に、選挙費委託金だけでは費用が不足している、費用削減のため投票所の従事者の一部を委託に切りかえることは可能か、委託により選挙事務を行っている自治体とその費用対効果についてのご質問でございますが、まず選挙事務の一部を委託によって行っている自治体でございますが、県の方では把握しておりませんでしたので近隣の市町村を調査いたしましたところ、期日前及び投票日当日の投票事務従事者を人材派遣会社へ委託している市町村は龍ケ崎市それから取手市の2市がございました。美浦村におきましては期日前投票のみ委託しておりました。守谷市、牛久市、稲敷市、河内町、阿見町につきましては、現在のところ委託は行っておりませんでした。投票事務を委託している龍ケ崎市及び取手市の選挙管理委員会に伺ったところ、費用対効果は得られたそうでございます。

町といたしましては、各投票所における有権者数や選挙事務従事者数並びに選挙の種類等に応じましてさまざまな角度から検討を進め、投票事務従事者の一部委託も含め、経費節減を図っていきたいと考えているところでございます。

議長(岩佐康三君) 五十嵐辰雄君。

10番(五十嵐辰雄君) それでは、2回目の質問をいたします。

まず合併でございますが、これまでの質問ですと井原町長に、龍ケ崎市長に何回訪問してお願いしたかと、そういう質問が多かったのですが、ここで町長は合併の視点を変えまして、総合振興計画の見直しということで新しい振興計画をつくってたたき台を持って龍ケ崎市長と交渉すると、これは非常に1歩、2歩前進とそう理解しております。

そして、平成19年第1回議会定例会で振興計画をつくる委員の改正がありました。議案第2号ですが、利根町振興計画審議会条例の一部を改正する条例、これは賛成少数で否決されました。ですから、今回策定します総合振興計画の委員は現状の委員で多分委嘱されまして、その中でつくると思います。今期定例会にも改正案は再上程されておりませんね。

合併については、時間の関係で次にいきますけれども、龍ケ崎市との合併でございますが、町長の答弁ですと行政と議会、それに住民がそれぞれ同じ方向、龍ケ崎市の方向を向かなければならぬというわけでございますので、地方議会選挙も4月に行われました。その結果を見まして、信頼の回復はされたのかどうか、その点町長のご所見をお伺いします。

それで今現在、茨城県市町村合併推進審議会の答申の動向が大きく左右されます。市町村合併推進審議会が全部で18名でございますが、これ充て職が大部分でございますので、

今度は龍ケ崎市長が県の市長会の会長に就任されたと、そして充て職で審議会の委員ということで、審議会の方で知事に答申しますと、龍ケ崎市長も多分、利根町の思いも十分に ご理解いただくと、そのように理解しております。

それから投票率向上でございますが、先ほど総務課長から詳細に答弁ありましたけれども、一つ参考でございますが、茨城県地方自治研究会というのがありまして、これは「茨城自治」というタイトルの本でございます。これは茨城県市町村課の方で発行しております。その記事を見ますと、投票率の低下については特に20代の若者が低いと、若い人の選挙離れが多いと。投票というのは住民が政治に参加する絶好の機会でございます。そこで、最近の利根町の例を、もしお手元に資料があれば、昨年の12月の茨城県議会議員の選挙の投票率でございますが、20歳から24歳と、25歳から29歳という若い人の投票動向はどうだったか、もし総務課長、その資料がお手元にあれば、ここで若い人がどのくらい投票したかとか、そういう点もお伺いします。若い世代が選挙に関心を持っていただくということが投票率の向上に大きく寄与します。

それから、投票区の見直しでございますが、大分、昭和57年から比べますと各行政区でも人口の増減がございます。そういう点も十分にご認識いただきまして、選挙管理委員会でできれば、参議院選挙は時間的に無理でございますが、次期の選挙にはぜひとも住民の投票の利便性をお考え願いまして投票区の見直しをお願いしたいと思います。

それから、防災でございますが、全行政区に防災組織が完備しました。資機材の購入として 100万円、それからあと組織費として10万円で組織しました。そして、活動するには防災組織、この中で例えば資機材の更新、古いものを買いかえるとか、それから消耗品などもかかります。かけ声だけではなかなか起動しませんので、できれば活動している自主防災組織には資機材の更新とか消耗品の補充とか、そういったものをお考えいただきたいと思います。

それから、話は古くなりますが、利根町の地域防災計画、これは1巻と2巻とあります。それで、2巻の方には震災対策品というのがありまして、その中に、町として防災についての助成ということが明記されます。町長としましては、総合防災訓練よりもっと実効性のある各自治区にあります自主防災組織の機能強化を町長は力説されておりますので、ぜひとも各自主防災組織に対する助成策をご検討願いたいと思います。

そして、町長の答弁ですと、自主防災組織に重点を置き、地区の消防団とそれに地域住民が一体となり災害に強いまちづくりに努めるとなっております。そして、各防災組織も、今、行政区というのは全部連たんしております。ですから、防災組織単独では幾ら訓練しても隣の自主防災組織との連携がないのです。ですから、災害の発生場所によっては、行政区の境目で発生するときもあります。ですから、情報の共有がぜひとも必要でございます。今回の早尾台第1公園付近の火災でございますが、あそこも、早尾台の区域と早尾の区域と二つの区域があそこは接点になっております。多分、早尾台地区の自主防災組織、

あと早尾地区の組織と二つあると思うのですが、ちょうどあそこは旧と新築の接点でございます。ですから連係プレーこれが必要でございます。ですから、消火栓の数とか貯水槽の数だけでは防災組織は機能しません。数の力ではないのです。やはり連係プレーと情報の共有が一番でございます。ですから、各防災組織の連絡協議会などをつくって、総務課の方でひとつ指揮系統をはっきりしてもらってやらないと、なかなか任意の組織体制では完全には防災組織は機能しません。

私が言いたいのは伝統的な自主防災組織の連絡会のようなものをつくって、その中で活動してもらいたいと。それで情報の共有、それから消火栓の位置とか防火水槽、先ほど髙木議員の質問で防火水槽が 165基、消火栓が 226基ありますが、これがやっぱりどこにあるのかふだんの生活ではわからないのです。災害があって初めてこういう数字が議会ではっきり出ますけれども、一般の方は防災についての認識が非常に浅いと思うのです。ですから、町の方で各自治会に対して、自治区に対して防災マップ、そういったものをつくりまして情報の共有、これが一番大事でございます。そういうお考えについてよろしくお願いします。

それから、助成金についても、厳しい財政の折でございますが、これは本当に町長、改革プランの中でも削減しないで、火事を検証しまして何がその欠点かと。先ほどの、きのうの答弁ですけれども、早尾台の火災の状況についてまだ広域の方から上がってこないと、情報を上がってくるのを待っているのではなくて積極的に情報の収集、これがなければ利根町の防災についての認識が甘いと思うのです。私の一つお願いですが、広域消防の利根消防署からの火災の資料が上がってきませんですけれども、一月以上たっているのです。これにつきましては担当の、やっぱり消防関係の総務課長の行政の範疇にあると思うのです。ですから、積極的に情報収集、これに期待をいたします。お願いいたします。

それから、もう一つ、昨日の西村議員の質問ですが、防災体制と防災設備の追加でございますが、補水装置とか準市街地の消火栓、防火水槽、これについても3期基本計画に確実に組み入れ、町民が安心して住めるような災害に強いまちづくり、これが必要でございます。フレッシュタウンの火災でも補水装置がないということで、そういったことでありましたので、そういった火災を検証しながら、物理的に不可能でなければ早急な対応を強く求めます。

2回目の質問を終わります。

議長(岩佐康三君) 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) それでは、お答えを申し上げます。

まず、龍ケ崎市との信頼関係はされたのかというようなお話でございますが、これはこれから回復に努めるというようなことでございまして、先ほどから申し上げておりますとおり、議長にもお話をいたしまして、今度はともども同行すると、そういうことで話し合

いをさせていただくということでございます。これは、以前の飯田議長にも再三お願いをして、議長も龍ケ崎市の方に足を運んでいただきまして、向こうの議会と話し合いは相当されたかと私は認識しておるところでございます。そういうことで、今度議会も変わりましたので、メンバーも変わりましたので、改めて岩佐議長と同行して話を進めていくというようなことでございます。

それから、振興計画審議会の件でちょっと触れておられましたので申し上げますけれども、やはり議会を尊重するということはこれは第一でございますけれども、私といたしましても慎重に考えさせていただきまして、再提出の方、再提出については慎重に考えさせていただくと。まだ時間がございますので、今はまだ専門委員会を立ち上げまして、その次に振興計画の策定委員会、その次に審議会という段階を踏むわけですから、時間的にありますので、考えさせていただきたいというふうに思っております。

それから、自主防災組織、つくったばかりでつくりっ放しではだめだよというようなご 指摘かと思います。これは当然、行政で指導してつくったわけですから、技術的・経済的 支援する制度がこの防災組織であろうというふうに認識しておりますが、今の財政状況か ら見ると、その支援的な面についてはなかなかできないというようなことでございますの で、その技術的・経済的、経済的な面は全面ではございませんけれども、今後考えていき たいというふうに思っております。

そういう中で、地域協力防災体制づくり、先ほど、その集落間の、何といいますか、コミュニティが希薄であるというようなご指摘がございましたので、そういうことも含めて、協力防災体制づくりについて今後考えていきたいというふうに思っております。全国の中では防災まちづくり推進地区の実施要綱等もあるようでございますので、それらを参考にしながら災害に強いまちづくりを今後進めていくというようなことで今考えておるところでございますので、議員の皆様方におかれましてもご協力のほどをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、きのうもちょっと触れておきましたのですが、今度新しくなられました団長の方には、今までの消防団と区からの運営の関係なのでございますけれども、ただ資金を提供するということではなくて、その地区と消防団との融和を保って話し合いをしてくれよというようなこともお願いしてございますし、また、町と区長会と団と、その懇談の場を設けましょうよというようなことでもお話させていただいておるところでございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

抜けているところは担当課長から説明させたいと思います。

議長(岩佐康三君) 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長(福田 茂君) それでは、前回の茨城県議会選挙の一般選挙の年齢別の投票 率でございますが、これは投票区で報告していますので、一番県の投票率に近いのが、第 6 投票区になります。これは押戸ともえぎ野台の3丁目から5丁目が入っております。それで、こちらの数字で言いますと、20歳以上25歳未満、これの全体のうちの58.7%が投票をしたということでございます。それから、25歳以上30歳未満につきましては45%、それから30歳以上35歳未満は34%、この辺でよろしいですか。

全体の方がちょっと今出ていないのですけれども、よろしいですか。

それと、ハザードマップの作成なのですが、こちらにつきましては国民保護条例も昨年 度制定しまして、年次計画で20年度に予算化するような予定でございますので、防災の方 とまた国民保護の方と両方合わせたようなハザードマップをつくりたいと考えております。 議長(岩佐康三君) 10番五十嵐辰雄君。

10番(五十嵐辰雄君) まず合併問題ですが、合併問題のたたき台ですが、利根町の総合振興計画3期基本計画、これからの事務事業の予定の作業表、こういったものがあればお示しを願います。これがやっぱり龍ケ崎市に対する利根町の思いを伝える一番の資料かと思うのですが、そういったものがもし現在、役場の方でお手元に作業表、予定表があればお示しください。9月定例会には町長は基本計画の素案を示すと、そこまで言及しておりますので、きょうは6月の中旬ですから相当作業は進んでいると、これから暑い夏休みに入ってしまいます、7月8月は。

それから、投票関係ですが、総務課の方でも相当いろいろ苦心しておりますが、私はここで提案したのは、若い人の期日前投票それから投票所における立会人、これについて20代の人を積極的に登用を願いたいと思うのです。これは町の広報紙等を通して立会人についても公募ということで、なかなか若い人は探すのも無理でございます。ご年輩の方は別にしまして、若い人はこれはぜひ公募による立会人とか、そういうものを募集してもらいたいと思うのです。

それで、昨年の12月に執行した県議会議員選挙の立会人でございますが、若者を選任したところは全部で30あるそうでございます、30。そのうちで公募によって募集したところが22あるそうでございます。町としてもぜひこういった先例をよく参考にされまして、やっぱり広く参加をお願いするのには公募が一番いいです。せっかくの町の広報紙、これを最大限活用しまして、町の情報伝達は広報誌以外は余りないのでございます。ですから、総務課長、ぜひともこれお願いします。

もう1点でございますが、やっぱり若い人の関心を呼ぶのには、選挙関係につきまして 教育的立場から小中学生に何かガイドブック、こういったものを配布していればそれが選 挙の啓発に大きくつながります。こういう例は利根町にありますでしょうかどうか、その 点をお伺いします。

以上で3回目終わります。ちょうど時間です。

議長(岩佐康三君) 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) まず、ハザードマップの件で、ちょっと前の質問に戻ってしまうのですけれども、これ実は利根町に女性消防団が何十名かおりますので、この消防団に実は利根町のハザードマップの作成をお手伝い願えないかと、無報酬でボランティアでというようなことで実はお願いしてございます。返事はまだもらってありませんけれども、前向きに検討するというようなことでご協力をいただく予定になっております。

それから、事務事業の立ち上げ、振興計画等の、これにつきましては6月中に早急に立ち上げたいというふうに思いますけれども、担当課長の方から話をさせます。

それから、選挙について、それぞれ書記長と教育委員会、教育長の方から答弁させたい と思います。

議長(岩佐康三君) 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長(秋山幸男君) それではお答え申し上げます。

今回の第3期基本計画の見直し作業に伴います大まかな日程の概要でございますけれども、過去におきまして6月6日を期限といたしました、アンケート調査の準備作業や全体の計画の打ち合わせ等を行いまして日程等を作成しております。また、今月、先ほど町長からもお話ありましたけれども、設置します部会、専門部会や策定委員会等につきましても、メンバーあるいはどういう方々に参加していただくかというような中の打ち合わせ等を行いました。5月におきましてアンケートの発送を行いまして、6月6日が締め切りであったのですけれども、今でも日に何通か返ってきている部分等もございます。そういうものの集計作業に取り組んでいるというようなところでございます。

それと、策定の見直しをするための基礎資料というようなことで、2期の基本計画におきまして各課での達成度、それらの実績の資料等もお願いしてございます。今月でございますが、3期基本計画の各課で行っております事業等の課題、あるいは現況等から、今後行う施策の調書等の作成の依頼を行います。あわせまして、5カ年の事業調書、これは先ほど五十嵐議員からもお話ありましたけれども、さまざまな施策を行う上で、財政難の中で滞っている部分があるのではないかというようなことで危惧しているというお話がございました。消防施設等におきましても、この5カ年の実施計画を策定いたしまして、毎年度、ローリング方式による見直しを行い実施をしているというようなことでございまして、毎年実施をしているというようなことでございます。それの取りまとめを今月行うような段取りになっております。

それと、先ほど申し上げましたが、審議会に提出します計画立案等につきましても着手できればというふうに考えております。それがまとまり次第、一番上部の審議会になります審議会の方に諮問をいたしまして、ご協議いただくというよな段取りで進めていきたいと、そのように考えております。

議長(岩佐康三君) 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長(福田 茂君) 投票立会人の公募、これも若年層を登用するということでございますが、こちらにつきましても投票区の見直しとあわせまして、委員会の中で検討していきたいと考えております。

議長(岩佐康三君) 教育長伊藤孝生君。

[教育長伊藤孝生君登壇]

教育長(伊藤孝生君) 小中学校において、特に社会科の授業を通しまして、特に国会議事堂とか国会の仕組みとか、それからあとまた県庁等、そういったものを授業を通して、選挙の必要性、それを小さいうちから教えてございます。

また、その上、実際に国会議事堂やら県庁等、見学を通して、実際に選挙の必要性、さらに指導してまいりたい、このように考えております。

議長(岩佐康三君) 五十嵐辰雄君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後零時27分休憩

午後1時40分開議

議長(岩佐康三君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番通告者、4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番(白旗 修君) 8番通告、4番白旗 修でございます。

初めに、私を議会に送り出してくださった皆様、そして全町民の皆様のために、新人議員ではありますが、住民本位の町政を目指して全力を尽くしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは1回目の質問に移ります。

大きく五つの質問を用意いたしました。

まず1番目でございますが、町長の考える住民による行政とは何なのか。町長は、約2年前、平成17年の町長選のときに住民による行政をいわば公約として訴えていました。また、町長就任時のあいさつでも、そして9月の定例議会の所信表明においても、住民による行政を住民に明確に約束しております。しかし、私が見る限り、この2年間、町長は住民による行政は全く行っていないと思います。

そこでお伺いしたいのですが、町長の言う住民による行政とはどういうものなのか、またこの2年間、具体的にどのような住民による行政を行ってこられたか、答弁をお願いしたいと思います。

2番目の大きな質問ですが、集中改革プランの住民への説明は十分か。町は昨年6月、 利根町集中改革プランを住民に発表しました。しかし、その内容は次の点で簡単には理解 できないものであります。

1番目、集中改革プランのほかに住民に十分公開されていない財政健全化プランなる計画があります。この二つのプランの内容は別のものでありますが、住民には十分説明されておりません。2番目、集中改革プランと予算、決算との関係がわかりやすく説明されておりません。つまり、集中改革プランが予算や決算にどう反映されているかが明示されておりません。3番目、集中改革プランは平成17年度からスタートしておりますけれども、住民に対して過年度の実績報告が極めて遅く行われておりますし、途中経過の報告は行われておりません。4番目、住民サービスに負の影響がある部分について住民に理解を求める姿勢が余り感じられません。5番目、一番大きな問題は、このプランを住民とともに検討し決定するというプロセスを踏んでいないことであります。そのため、プランそのものが妥当なものかどうかが住民には判断できないことがあるのであります。

町は、上記の理由でこのプランについて説明責任を十分果たしていないと私は考えます。 そこで、町の見解をお伺いしたいと思っております。

大きな質問の三つ目ですが、集中改革プランの内容は適正か。集中改革プランで補助金削減をうたっておりますけれども、そのために補助金が少なくなるように委託費の方に費目をつけかえているのではないかと、一見して少なくとも見られる例があります。例えば、平成19年度の予算書 110ページにありますけれども、利根東部農村集落センターの運営委託というものがそれでございます。これは、平成17年度では補助金として計上されていたものでありますけれども、平成18年、19年になってこれが委託料の扱いになっている。なぜこの事業の費目が補助金から委託料に変わったのか説明をお願いしたいと思います。

大きい4番目ですが、コミュニティバスの新設は今必要なのでしょうか。この件については、私が昨年「町政刷新住民会議ニュース」という、私のオンブズマン的な団体がございますが、その団体の機関誌として発行しておりますニュースで再三問題を指摘してまいりました。それにもかかわらず、今年度 1,500万円の予算を計上しております。

実施上の問題点は、要約をしますと次の5点あると思います。一つは、町実施のアンケートから推定してもごく少数の利用者しか見込めません。2番目に、計画では龍ケ崎と連絡するだけで、取手や布佐方面を望む多くの声に対応しておりません。3番目、財政難にもかかわらず、新たに毎年約1,300万円程度の赤字を垂れ流すことになります。4番目、社会福祉協議会の方で実施しております高齢者や身障者の送迎サービスがありますが、このサービスと重複していると考えられます。5番目、社協の送迎サービスの利用料金に比べて格安であり、著しくサービス間の公平を欠くのではないかと思います。執行部はなぜこのような事業を強行しようとしているのか、ご答弁を願いたいと思います。

大きい5番目です。早尾台大火の責任はだれにあるのでしょうか。去る4月30日、夜9時半ごろに早尾台で発生した火事は3軒全焼、3軒類焼という利根町始まって以来の大火となりました。この大火の原因は、化学製品が燃えたため予想以上の火勢があったこと、

高台で複数の消防車が一斉放水したため消防の水の圧力が不足したこと、消防指揮に不手際があったことなどが指摘されております。

確かにこれらは直接的な要因であろうかと思います。しかし、消防活動の不手際というのは、正しくは消防団本部員が当時大幅に欠落していた、指揮ができなかったという状況があります。したがいまして、これは現場での不手際というのはちょっと正確ではない表現でありますが、こういった原因に、利根町消防団人事への町長の不当な干渉があったといわれております。すなわち、全消防団員の推薦による次期消防団長の予定者を町長がかたくなに承認せず、これに怒った他の消防団幹部も辞表を提出していたという事実であります。火事はこのような状況の中で発生したのであります。これまでも見られました町長の独断専横の人事がこのような大火の一因になったと言わざるを得ず、町長の責任は重大だと私は思います。町長はこの点をどのように考えているかをお伺いしたいと思います。

議長(岩佐康三君) 白旗 修君の質問に対する答弁を求めます。 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) それでは、白旗議員の質問にお答えをいたします。

まず、2番目の集中改革プランの住民への説明は十分かという質問からお答えをしてい きたいと思います。順不同になりますが、お許しをいただきたいと思います。

まず、第1点目の利根町集中改革プランと財政健全化プランについてでございますが、 平成17年11月に改定をいたしました利根町行政改革大綱を基本に、具体的な行政改革の内容を盛り込んだものが利根町集中改革プランであります。このプランは、一般会計、特別会計など、すべての会計を対象としており、平成17年度から平成21年度までの5カ年における行政改革の施策をまとめたものであります。これは、平成17年3月に総務省が策定した地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針に基づき、平成17年度を基点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取り組みを示した計画、つまり集中改革プランを公表するよう総務省より示されたことにより作成したものでございます。これより先に、私はこの行政改革プランについて公表するというようなことで選挙中に申し上げておったところでございまして、この国の計画と並行されたような形で先に公表したところでございます。

内容は、時代に即応した組織機構の見直し、定員管理及び給与の適正化並びに人材育成、効率的な自治体経営の確立、町民と協働のまちづくりの推進の大きな4本の推進事項を立てまして、あわせて公営企業、議会、農業委員会における行政改革の推進を織り込み、平成17年度から平成21年度までの5カ年に、利根町再生のため実施していくものであります。これは全7項目51施策にわたっており、5年間における行政改革を推進していく具体的な実施計画を示したものであります。

一方、利根町財政健全化プランにつきましては、平成17年度に私が町長に就任した後、

今後の利根町における財政状況を検証し、平成17年12月に「広報とね」号外により町民の皆様方にお示ししたところであります。

その内容は、現状の財政状況で運営を続けていった場合、平成19年度以降、歳入から歳出を差し引いた収支は赤字に転落し、それ以後赤字の額は年々増加する状況にありました。このような財政構造をいかに改善し脱却していくか、今後の赤字に対する財政の建て直しの具体的な方策を検討し取りまとめ、数値目標として示したものが財政健全化プランであります。つまり、利根町行政改革大綱を基本とする利根町集中改革プランに掲げてある種々行政改革の取り組みによる効果を盛り込んだ普通会計における財政面での建て直しを利根町財政健全化プランと位置づけているものであり、その中で財政の健全化の方向を示したものであります。この利根町集中改革プラン及び利根町財政健全化プランにつきましては、平成18年6月にダイジェスト版として「広報とね」号外にて、町民の皆様方に各戸配布しお知らせしたところでございます。あわせて、利根町集中改革プラン、利根町財政健全化プラン及び利根町行政改革大綱を利根町のホームページに、利根町行政改革の項目を設けて公表をしているところでございます。

また、昨年8月に実施いたしました利根町区長会と町長の懇談会において、利根町集中 改革プラン及び利根町財政健全化プランについて内容の説明を行いました。そして、この プランについて各区長から質疑を受けた上で、意見の交換を行っているところでございま す。平成18年度に地区懇談会制度を創設いたしました。これは、我々行政側が積極的に皆 さんのもとへ出向き、町が実施または予定している事務事業や施策等について、できるだ け細かな情報を公開することで、それに対するご意見やご提言を皆様方からいただき町政 に反映させることを目的としておるところでございます。

平成18年7、8月に東文間地区において利根町集中改革プランの説明を行い、行政に対して質疑や意見交換を行っております。また9月には早尾台地区、11月に文間地区、白鷺地区、平成19年2月に羽根野台地区、布川、四季の丘、八幡台地区、フレッシュタウン地区において利根町集中改革プラン及び利根町財政健全化プランに関する質問が出されており、説明を行い、意見交換を行ったところであります。このように、いろいろな機会をとらえて住民の方々に説明をしているところであります。

次に、利根町集中改革プランと予算、決算の関係について申し上げます。利根町集中改革プランが予算、決算にどのように反映されているのかとのご質問でございますが、集中改革プランの各項目における施策について、当初予算編成に当たり、これを基本指針と位置づけ、当該年度の事務事業の予算要求を行うよう指示をしているところであります。その予算要求の内容が集中改革プランに沿っているかどうかをヒアリングを実施した上で、査定を行い、予算案を議案上程し審議をいただいているところであります。

集中改革プランにつきましては、職員全員がかかわり策定したものでありますから、内容を熟知した上で当然予算編成に組み込み反映されているところであります。また、当該

年度が終了し決算の内容が確定した段階で集中改革プランの実績を取りまとめ、その内容を公表しているところでございます。集中改革プランの平成17年度の実績については、平成19年1月の「広報とね」にその内容を掲載し、町民の皆様方にお知らせをしたところでございます。

3番目の集中改革プランの実績報告が遅いということについて申し上げます。集中改革プランの実績報告につきましては、先ほど答弁をいたしましたように、当該年度が終了し、決算の内容が確定した段階で集中改革プランの実績を取りまとめ、その内容を公表しているところであります。その時期については、9月議会で決算を確定した後、12月を目途に取りまとめている状況ですのでご理解をいただきたいと思います。

実績の内容につきましては、項目ごとに分類し集計を行い、取りまとめました結果を利根町行政改革推進本部会議に提出し、その会議において決定した後、先ほど答弁をいたしましたように広報紙に掲載し、町民の皆様方にお知らせをしているところでございます。

情報公開条例第7条第6号において、町または国等の事務事業において行われる町の機関内部もしくは機関相互または町の機関と国等の機関との間における審議、検討または協議等に関する情報であって、開示することにより次に掲げるおそれがあると認められるもの、その他当該事務事業、または同種の事務事業において行われる審議、検討または協議等に支障を及ぼすおそれがあると認められるものについては、開示請求者に対し当該公文書を開示しないこととしております。

その一つといたしまして、自由な意見交換または情報交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるもの、二つといたしましては、不当に町民に誤解を与えまたは混乱を招くおそれがあると認められるもの、三つ目といたしまして、特定の者に不当に利益または不利益を与えるおそれがあると認められるもの、四つ目といたしまして、今後必要な資料等を得ることが困難になるおそれがあると認められるものと規定されております。

町の最終的な意見決定は、機関内部で行われる審議検討または協議会等を繰り返しながら形成されるのが一般的であります。このような最終的な意思決定に至る過程における情報の中には、開示することにより当該事務事業または同種の事務事業において行われる審議、検討または協議等に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、公文書の開示をしないこととしたものであります。

また、公表予定の情報に対して事前に特定の者にその情報を提供することは同条例第7条第6号フ、特定の者に不当に利益または不利益を与えるおそれがあると認められるものに当たることになると考えております。したがって、事前に一個人から集中改革プランの実績の内容について請求されても公表することはできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

また、経過報告につきまして内容の性質上お示しすることができませんし、お示しする ことは考えておりませんので、あわせてご理解をいただきたいと思います。また、集中改 革プランの進捗状況が、このプランの内容と相違が出てきたときは、必要に応じて内容を 練り直し、見直しをしていく予定で考えております。

4番目の、住民負担に対する町民への周知についてお答えいたします。

住民サービスに負の影響がある部分について住民に理解を求める姿勢が希薄ではないかとのことでございますが、集中改革プランの公共料金の見直しの施策において、使用料や手数料については各種行政サービスによって生じる特別な利益に対して徴収されるものであり、サービス原価等を考慮し、公平性の観点から定期的に見直しを図り、適時適切な改定を行うと示しております。

この公共料金の見直しの中で、平成18年度において公共施設使用料の見直し、各種健診料金の見直し、保育料の見直しについて見直しを図った内容につきましては、各施設に改定した内容のお知らせを掲示し周知を図るとともに、「広報とね」に掲載したり利用者に通知するなど、住民の皆様方に周知しているところでございます。

社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政の実現を推進することによって、広く町民の意見を聞くため、利根町行政改革懇談会を設置しております。この懇談会は利根町の行政改革の推進に関する重要事項について協議し、その結果を町長に提言することになっております。今後、利根町集中改革プランにおいてその内容の見直しをしていくことについては、この懇談会の会議の中で協議、検討していくことになります。さらに、個別の内容について、その内容を検討する専門委員会を設けて行政改革を推進していきたいと考えております。

次、5番目の集中改革プランのプロセスについてお答えをいたします。社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政運営の確立に向けて行財政の改革を総合的に推進するため、利根町行政改革推進本部を設置しております。この本部は、行政改革大綱の策定、行政改革大綱の進行管理、これは集中改革プランの進行管理を指します。この他、行政改革にかかわる重要事項の総合調整を行うことを本務としております。組織は本部長、副本部長及び本部員をもって組織しております。本部長に町長、副本部長に教育長、本部員に各課長の長がその任に当たっているところでございます。また、この本部の下部組織といたしまして専門委員会を置いております。この委員の組織は各課の職員の中から選出された委員が本部から付議された事項について調査や研究を行い、その結果を本部会議に報告することになっております。さらに、行政改革について詳細に検討するため、事項ごとに調査委員を職員により組織し調査研究や分析を行い、さらなる行政改革の施策を検討してまいります。

一方、平成17年12月から半年程度、行政改革についての住民の方々のお考えをお聞きするためお集まりをいただきまして、住民組織グループ会議を開いております。住民から見た町、行政について、各分野に分かれて事務事業の見直しや経費節減について議論していただき、ご意見をいただいた経緯もございます。このような経緯を見ながら、利根町行政

改革大綱の改定を初め、利根町集中改革プラン、利根町財政健全化プランを策定してきた 状況であります。平成18年度に地区懇談会制度を創設いたしました。これは我々行政側が 積極的に皆さんのもとへ出向き、町が実施または予定している事務事業の施策等について できるだけ細かな情報を公開することで、それに対するご意見やご提言を皆様方からいた だき、町、町政に反映させることを目的としております。また、この懇談会の開催を通じ て、皆様と行政との距離を縮める効果もあったと感じているところでございます。

さきにも説明いたしましたが、平成18年7月、8月に東文間地区を皮切りに各地区で懇談会を開催いたしまして、9地区で8回ほど実施している状況でございます。地区懇談会の開催によって、町内各行政区から申し出により行政区主催で開催しているものでありますが、残念ながら利根ニュータウン地区については開催されておりません。

一方、社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政の実現を推進することについて広く町民の意見を聞くための組織として、行政改革懇談会を置いております。町内各地区から8名選任いたしまして、先日、委員として委嘱をしたところであります。今後、利根町の行政改革に関するいろいろな事項について協議をしていただき、その結果を提言として受け、今後、行政につなげていきたいと考えております。

また、一般町民の皆様方から町政に対するご意見、ご提言も随時寄せられております。 町政について疑問や不明な点についてお答えするとともに、前向きなご意見等につきましては積極的に行政に取り入れてまいる、そのように考えておるところでございます。

次に、集中改革プランの内容は適正かとのご質問でございますが、利根町集中改革プランにおいて、効率的な自治体経営の確立の中で、補助金の見直しについて施策を掲げてあります。補助金については、真に行政が関与すべきものなのか、経費負担のあり方、行政効果等を総合的に勘案しなければならない。また、社会情勢の変化に対応し常に見直しを行い、所期の目的を達成したものについては既得権化を払拭して、廃止または廃止を目的とした削減に努めるとともに、支援が必要とされるものについては自立までの期限を定めるなど、公平かつ効率的な補助金運用を図らなければならないとし、補助金の必要性、費用対効果、公益性などについて検証を行うとともに整理・合理化を推進し、平成19年度は30%、平成20年度は50%の削減を図ると提言をしているところでございます。

一方、国におきましては、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を 策定いたしておりまして、行政改革を強力に推進するよう、全国の地方公共団体に指示を 出されました。その中で、民間でできるものは民間でとの方針のもと、公の施設について 直営で管理しているものを含めて指定管理者制度の活用を図り、民間委託等の推進を進め るとの方針が示されているところでございます。

これを受けまして、利根町集中改革プランにおいて、公共施設の見直しの中で弾力的な施設運営管理等、利用者の利便向上、経費節減を図るため指定管理者制度を可能な施設から導入するとし、指定管理者制度の導入を進めているところであります。

このようなことから、これまで利根東部農村集落センターの運営費については、平成17年度までは集落センター運営委員会に補助金として交付しておりましたが、平成18年度から指定管理者制度を活用して運営委員会に委託し管理を行っているものであり、ただ単に補助金から委託料につけかえたわけではございませんので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。また、利根東部農村集落センターのほかに、文間地区農村集落センターについても同様でございまして、指定管理者制度を活用して管理をお願いしているものでございます。

次に、4番目の、コミュニティバスの新設は必要かとのご質問でございますが、コミュニティバスについては公共交通確保の観点から進めているものでございます。議員もご承知のとおり、高齢者や自動車を運転できない町民、児童生徒などにとって公共交通機関はなくてはならない移動手段となっております。このことから社会参加を確保する公共交通機関を確保・維持することは暮らしに直結することであると私は感じております。さらに、環境負荷の小さい公共交通機関への利用の転化は、二酸化炭素の排出量を減らし地球温暖化防止を図るためにも重要になってきておるところでございます。

そして、高齢社会の進展により高齢者の交通事故が増加しておりますが、交通事故防止も大きな課題になっておるところでございまして、この公共交通機関を利用していただくことで交通事故防止にもつながることが期待されているところでございます。また、これからは町民、行政、交通事業者などが公共交通機関を確保・維持していくという認識を持ち、積極的に活用したり必要な支援を進めるなど、それぞれ役割分担をしながら進めていくことも必要であると考えております。

昨年行ったアンケート調査の結果では、コミュニティバスを運行したら利用すると答えた方が、回答があった 944人のうち 326人、34%となっています。また、コミュニティバスの必要性について 611人、64%の方が必要と答えています。そのことから、利用者の意向を取り入れ運行することで相当の利用者が見込めると考えておるところでございます。

次に、取手や布佐方面を望む多くの声にこたえていないとのことでございますが、取手や布佐方面については既に乗り合いバス事業者がバスを運行していますので、既存のバス運行路線と重複する場合には、関東運輸局茨城運輸支局の見解では、コミュニティバス運行の認可はしないとのことでございます。

また、財政難にかかわらず、新たに 1,300万円の赤字を垂れ流すとのご指摘でございますが、コミュニティバスを運行する場合には、道路運送法の規定により、まず乗り合いバス事業者に運行の意思があるかどうかを確認することになっております。

そこで、乗り合いバス事業者に確認したところ、運行の意思があり、また保有するバスに余裕がないのでバスの購入について配慮してほしいとのことでございました。このため、今年度予算では小型のバスの購入を想定して、その他、人件費や維持管理費などすべての経費として約 1,500万円を計上したものでございます。そして、利用者負担の約 200万円

を差し引いた残りを赤字とご指摘していますが、例えば保有するバスに余裕があり、バスの購入を必要としない乗り合いバス事業者を選択することや中古車を購入するなど、少ない経費で運行する工夫をすることで経費を圧縮することが可能だと考えております。コミュニティバスの運行については当然、できるだけ少ない経費で効率的な運行を行うことが望ましいと考えております。しかし、利用者が少なく乗り合いバス事業者が撤退したバス路線にバスの運行をいたしますので、黒字で安定的な運行をすることは困難であると感じおるところでございます。

次に、社会福祉協議会が行っている送迎サービスの福祉有償輸送と重複するとのご指摘でございますが、福祉有償輸送利用者はバスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な方が対象であります。具体的には、障害者手帳所持者と介護保険の認定者などに限るということで、利用登録をしていただきご利用をいただいている現状でございます。

また、適正に運行しているかは、福祉有償輸送の利用者の代表、協力者の代表、タクシー事業者や茨城運輸支局の職員などで構成する福祉有償輸送運営協議会で運行状況を確認しながら実施していますので、利用者などの重複は起こらないと考えております。

最後に、コミュニティバスの利用料金が格安であり、福祉有償輸送と比較すると公平を欠くとのことでございますが、福祉有償輸送の利用料金はタクシーの料金の2分の1を利用料金の上限として設定できることになっております。また、利用形態についても自宅から目的地まで、例えば病院などまで、他人の人との乗り合いではなく個人で貸し切りで運行する形態になっています。このことから、福祉有償輸送との格差がない利用料金にすることは困難であるというふうに感じております。このようなことを踏まえますと、できるだけ少ない経費で効率のよい運行を行い、公共交通機関の空白地になっている、特に文間、東文間、文地区などの農村地区において公共交通機関を確保維持することは、私たちの生活を支えるためにも重要であると感じていますので、公共交通機関の確保、維持を進めていく考えでございます。

以上申し述べましたが、1点目の住民による行政というご質問でございますが、今の私の話の中でご理解をいただきたいと思いますし、また、説明の中でそのことがよく網羅されているというふうに私は思っております。

次に、早尾台大火の責任はだれにあるかとのご質問の中で、利根町消防団人事への不当な干渉と独断専横の人事が大火の一因になったとのご指摘でございますが、まず、消防団組織の私の考え方でございますけれども、消防団内部の組織体系を簡素化し指揮命令がよりスムーズに図れるようにして、初期消火、残火処理等の際に、各分団がその機動力を十分に発揮できるような組織にしていきたいと、私は以前から思っていたところでございます。

このたび勇退されました前団長におきましては、長年にわたって消防組織に身を投じら

れまして犠牲的精神のもとに大変ご努力をいただいた、その成果として藍緩褒章の授与もされたということでございまして、皆様方もご存じかと思います。消防団長の任命につきましては、以前から私は任期満了でご勇退というようなお話もさせていただいておりましたし、先ほども申し上げました消防組織への私の考え方も申し上げてまいりました。先般の早尾台火災でも、町消防団規則にのっとり、団長が不在のときのための体制といたしまして、中隊長や小隊長がその任に当たっておりましたし、分団の出動も18個分団中17個分団、114名の団員の方が全力で消火活動に当たってくれました。議員のご指摘にあるようなことはないというふうに私は思っておるところでございます。

議長(岩佐康三君) 4番白旗 修君。

4番(白旗 修君) 質問の内容が多岐にわたり多くありましたので、60分の制限の中ではなかなか難しいのでございますが、今の町長のご答弁は、いろいろの点で私は違うのではないかというふうに感じるものでございます。

まず、一番最初の問題は、私が質問させていただきました大きい1番目の問題は、2番から3番の質問への回答の中でおのずから答えているというご発言でしたけれども、私から言わせると、全く答えていないのであります。

そもそも地方自治というのは、私は何度もいろいろなところで申し上げているのですが、住民自治ということは非常に大事な機能であります。一方で団体自治、つまり中央からの制約をできるだけ受けないというのが団体自治であり、住民自身が行政にいろいると参加し物事を決めていくというような側面を住民自治といいますが、利根町の現在の町政は、住民自治は全くなっていないというのが、私が前々から申し上げていることであります。

1970年代にアメリカのアーンスタインという人が、住民参加へのステップといっておきましょうか、そういうことを言っております。八つの段階があるといいますが、大きく分けて三つに分けることができます。1番目は、全く住民がその行政に携われない状況、つまり江戸幕府の幕府と町民たちとの関係がそうですね。それから2番目が形式的な参加あるいは見せかけの参加、第3番目の段階が真の住民参加であります。利根町政は見せかけの住民自治でしかありません。

昨年来、この議会で何人かの議員が住民自治の基本条例をつくる意思はあるかとか、行政評価条例をつくる意思があるかというような質問をしておりましたけれども、いずれも、する気がないというのが町長の答えでした。 1万 8,000人くらいのこんなところでやる必要はないというのも答えの一つでした。これはとんでもない大間違いでありまして、こういう小さいところであるからこそ、より直接的な住民自治ができるわけなのです。ところがそれは全くやらない。

そのときの答えの中でも、地区懇談会をやるから地区懇談会の中で町民の意見や何かを 吸い上げていくのだというお答えでした。私は、そんなことはあの地区懇談会の設け方で はできることはないだろうと思って、ずっと見ておりました。今、町長がおっしゃったようにニュータウンを除いてかなり多くのところでやっております。しかし、その地区懇談会の内容を見ると、出席者、いろいろな人を私知っておりますから聞いております。そういうところを総括して私が見ますと、地区懇談会は従来、前町長以前からやっていた懇談会と全く変わりがない。つまり意見を聞く、あるいは質問をする、その意見、この地区懇談会ではもっと大事な改革提言であるとかそういう問題提起をしてほしいと町は考えていたようで、町長もそう思っていたようですが、そういうようなものはほとんど出ていない。従来と同じように、集中改革プランはどんな内容ですかみたいなお話だとか、あるいは従来型の、うちの集落の溝を直してくれとか、その種のものとかに終わっているわけです。本当に住民自治を実現するためには、そういう懇談会は、全くといってはちょっと言い過ぎかもしれませんが、ほとんど全く意味がない。それを約1年かかっていますが、そういうようなやり方というのは、見せかけの自治でしかあり得ません。

本当の住民自治というのは、住民自身が行政の中に参加することが大事。この集中改革 プランにしましても、それから行革推進本部、そういうようなものをつくっておられるけ れども、全部庁内だけで、つまり役場の中だけでやろうとしている。これはとんでもない 間違いですね。住民にはいろいろの、それこそ知識、経験、技術がある方いらっしゃいま す。そういう方々を、実は団塊の人が大量に退職するのだし、そういう人たちに頑張って もらいたいと言いながら、この2年間そういうことは実際やっていない。むしろ、そうい う住民が参加できる道をふさいでいる。ですから、何々審議会とか委員会とかつくってい らっしゃるけれども、これを公募してやったというのは、少なくとも私は耳にしておりま せん、一つくらいはやっているかもしれませんが。町長の考えでメンバーを住民から選ん だとしても、町長の考えだけで選んでいる。集中改革プラン絡みでしょうか、去年、社協 のリスタートの卒業生を改革プランのアイデアを出すのにやってもらったらしいですけれ ども、何で私たちが選ばれるのだろうかというようなことを言っている人もおりましたし、 要するに、本当にそういう意欲のあるという人はだれか、そういう人をできるだけ多く集 めて、そういう人たちの意見を入れながら改革プランをつくり行革をやろうという、そう いうところが全く見えないですね。それで住民による行政ということをやっているといっ たら、これは私が今言うように、アーンスタイン氏の言う見せかけの住民参加でしかない のです。そういうことではこの利根の行政はうまくいかないと、私は思っております。

そういう意味で、1番の私が言っているようなことに対しては全く、今のお話は答えになっていないと私は考えます。

それから、2番目の集中改革プランについて、私が申し上げているのは、要するに住民にとって本当によくわかりやすいか、予算、決算との関係が見えるように我々住民に示されているか、あるいは集中改革プランの数字というのは非常に大きい数字がぽん、ぽん、ぽんと並んでいますが、もっと内訳のレベルでどうなのですか、これが見えませんね。だ

から、例えば保健センターと福祉センターと一緒にするというのも、これはやっぱり改革プランの一つ中に入っているわけです、少なくとも考え方としては。そういうことのときに、先ほどの髙木議員の質問のところは、みんながちゃんとそういうことについて相談に乗って、そのプランが決まっていったのですかという意味合いのことを聞いておられると私は思いますが、そうではないようですね。いろいろな人がちょっとと言っているようであります。例えばそういうようなことではだめなのです。非常に大事な行政サービスに関して重要なことを何で町長はあえて、要するに自分たちだけでやろうというふうにやっているように私には見えます。実際そうですね。ですから、集中改革プランも本当に私自身も一生懸命勉強したのですが、なかなかわかりにくい。二つのプランがどうあってというのも、細かいことはやめますけれども、そういうことが私は感じます。

それから、3番目の問題ですけれども、この補助金が運営委託になったということであれば、それはそれでわかりますけれども、改革プランの削減効果とうたっているのであれば、実は、これは補助金は減ったのだけれども別のところでふえているよと、だからこれは削減ではないのですよというような説明がどこかでないと、ただ見た人は補助金が減ったなと、こういうふうに思ってしまう。つまり説明が非常に不十分だということが言えるかと思います。

それから、4番目のコミュニティバスの問題ですけれども、これも今町長がお話になったことは全部、私は昨年あるいは一昨年からいろいろと見てわかっております。もちろん、福祉のためのバスと公共のそういうバスと性格が今の段階で違うのは事実なのです。だけれども、そこはアイデアをもっともっと出して考えてやっていいのではないでしょうか。少なくともこれは、担当者自身も 1,300万円くらいの赤ということはあり得ると見ているわけです。一生懸命やってもそれはだれがやっても同じことですね。このところは河内町でさえやっていますから、ですからやろうということになったのかどうか知りませんけれども。実際に乗ろうという人は、確かに今でも、あった方がいいというのはわかるのです。しかし、現在はそれこそ元気な老人の方が圧倒的に多いです。アンケートは文間東、文間地区のアンケートの回答者は非常に少ないです。

それから、もう一つ大事なことは、このコミュニティバスをやると町の財政に毎回 1,300万円ずつ負担が出ます、それは我々の税金で払うのですが、いいですか、そういう 質問は入っていないわけです。つまり、収支のことを明らかにせずアンケートをすれば、 それはやった方がいいという人が多いのは決まった話です。ですから、アンケートのとり 方自身にも問題があります。

もっといろいろの、今、茨城県自身も公共交通機関をどう維持するかという大問題、これは日本じゅう大問題であるわけですけれども、もっといろいろのアイデアが、もう少しやってもいいのではないですか。もう少し、要するに足腰立たない人が何十%も出てくれば別ですけれども、今の段階まだ急いでやる必要はないというのが私の考え。もっとアイ

デアを練って、そして住民の意見を入れてやっていけばいい。そして住民がそこでオーケーしていれば、仮に若干赤字があっても、自分たちもオーケーしているのだから文句は言えないわけでありましょう。

そういう公共のためのものなら何でもやったらいいという問題ではないことは明かです。 ご承知のように、全国の地方自治体の公営の病院、市立病院あるいは町立病院、このほとんどすべてが赤字になっています。 茨城県でも友部の病院が問題になっています。 病院という人の命にかかわるものをみんな建ててやったわけです。 だけれども、赤字で背に腹はかえられないから病院をやめようとか縮小しようとかという話に現在なっているわけです。 だから、公共のものだったら何でもやるべきだという話には全くならない。 その辺の詰めが全く私はできていない。 だからこれは予算化しているけれども予算は停止すべきであるということを私は前々から申し上げていますが、聞いていただいておりません。

それから最後に、早尾台の大火の問題ですけれども、これはやはり、そういう組織があって消防団長の指揮のもとに動くという仕組みになっているところで消防団長がいないという事態が発生してしまった。ですから、3月31日で前の団長は任期が切れるということは明々白々の事実ですから、その前に何らかの手を打たなければいけない。それを1カ月もほったらかした結果ああいうことになったわけです。

しかも、その団長というのは、皆さんもおっしゃるように、人格高潔で見識の高い方ということですね。そういう人をなぜいつまでも、私も消防に限らず機構のスリム化とかそういうものは大事だと思っています。だけれども、やるやり方が極めて強引だという。

特に、消防団の場合は、後ろにいる団員の皆さんが一生懸命その人を推しているのに突っぱねてしまう、これはやっぱりやり方に非常に問題がある。結果としてああいう結果が起きてしまったというのは、やはり任命権者としての町長の責任は極めて重大だと私は思っております。

総合的に申し上げますと、今の利根町政は要するに住民は余り入れないようにしよう、 自分の考えだけでやるとすればだれかを入れる、できるだけ庁内でやろう、こういう発想。 これは全く住民自治の発想と全く相入れない 180度違った方向です。私はそういうことで、 住民参加の仕組みをつくるということで改めて、住民参加条例あるいは自治基本条例、あ るいは行政評価条例、住民が一緒にやる仕組み、これをつくることを提案して、私の質問 を終わりたいと思います。もし質問にお答えいただければお願いします。

議長(岩佐康三君) 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) まず、第1点目について、2問、3問目のお話の中でこれを網羅しているということで議員にはお話したところでございます。過去にも五十嵐議員等から17年、18年ですか、2年ぐらいにわたりましていろいろな住民参加という問題について、この場で議論をさせていただいているところでございます。その中で、先ほども申し上げ

ましたように、やはり行政としては地区懇談会をまず開いて、その中で住民の皆様方の意見を聞くことから始めるということで始めたわけでございまして、まず白旗議員の考えは考えとしてそれはいいと思いますけれども、私は私の考えで広く住民の意見を吸い上げてやっていきたい。最終的には、これは独断といえども町長は決断をしなければならないわけですから、その辺もまたご理解をいただきたいと思います。

議長(岩佐康三君) 白旗 修君の質問が終わりました。 暫時休憩をいたします。

午後2時41分休憩

午後2時55分開議

議長(岩佐康三君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 9番通告者、7番中野敬江司君。

〔7番中野敬江司君登壇〕

7番(中野敬江司君) 9番通告、7番中野敬江司です。

最後になりましたけれども、質問させていただきます。

私は、火災に強い防火対策のまちづくりについてお伺いいたします。

この問題につきましては、昨日、きょうと、もう既に6名の議員が質疑をされておりますので、重複するとは思いますけれども、真摯なご答弁をよろしくお願いいたします。

4月30日午後9時30分ごろ、早尾台で民間会社が管理する倉庫付近から出火した建物火災は、隣接する民家に類焼し2棟が全焼いたしました。さらに2棟の民家が半焼しているところです。罹災された方々には心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それで、私は次の点についてお伺いいたしますが、消防署からの報告が届いていない旨の答弁がされておりますけれども、町民の素朴な疑問や不安を取り除くためにも丁寧なる答弁を求めます。

その一つとして、稲広利根消防署、利根町消防団、龍ケ崎消防士の皆さんには必死の消火活動をしていただきましたが、鎮火に大変時間を要しました。原因は何だったのでしょうか。二つ目として、今回の火災で利根町の防火対策に問題はありませんでしたか。三つ目といたしまして、火災に強いまちづくり、安全安心して生活できる町を構築するために、町長は防火対策についてどのようなご認識をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

議長(岩佐康三君) 中野敬江司君の質問に対する答弁を求めます。 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) それでは、中野議員の質問にお答えをいたします。

火災に強い防火対策のまちづくりについてということでお答えを申し上げます。

まず、第1点目の消火に大変時間を要した原因は何かというようなご質問でございます

けれども、このたび早尾台で発生した建物火災は、出火元が無人の倉庫であり発見がおくれ、消防車が到達したときには既に出火建物は火災の最盛期であったこと、また倉庫内に大量の可燃物が保管されており火勢が非常に強かったこと、また住宅が密集地であったことが消火に時間を要したということでございます。

2点目の防火対策に間違いがなかったかというご質問でございますが、早尾台地区は大規模開発により計画的につくられた住宅地でありまして、消防法の定める消防用施設等の設置は適正に配置されております。また、地域の消防力についても消防組織法で定める消防力の基準は満たしております。しかしながら、これは必要最低限での基準でありますので、今後は地域ごとに見直し等を行っていきたいというふうに考えております。

3点目の防火対策に対する私の認識ということでございますけれども、私は消防は初期 消火が生命である、そのためには町内の行政区全域に消防団員が分散して配置されている ことが最も理想的だと思っております。消防行政は住民の協力を最も広く、かつ多く必要 とする行政であります。火災の予防には全地域住民のお一人お一人の協力が必要でありま す。消火活動におきましては、消防団組織に住民の積極的な参加が必要であると考えてお ります。このことについては先日、区長会役員において私からも提案し、またお願いをし たところでございます。

それから、稲敷地方広域市町村事務組合利根消防署長、中村 孝から文書が届いております。平成19年4月の火災についてというようなことでございまして、利根町早尾のヒルトップ配送センター第2倉庫以下8件につきましての原因は、すべて現在調査中というような文書が届いておるところでございます。

議長(岩佐康三君) 7番中野敬江司君。

7番(中野敬江司君) ただいま町長の方からご答弁をいただきましたけれども、消防法では防火水槽、これは適正に配置されているということの答弁でしたけれども、私は今回の火災を教訓に防火水槽それから消火栓、これを検証する必要があるのではないかと思っているのです。非常に燃えやすい可燃物が倉庫に入っていたということは私もちょっとは耳にしておりますけれども、それにしてもいろいろ聞いてみますと、水の出が悪かったり、水圧の関係でしょう、そういう問題が発生しておりますので、これはぜひそういった防火体制を見直していくということが必要ではないかと考えております。

それと、先ほど髙木議員の質問の中で、町全体の防火水槽は 165基ですか、そのうち補水装置の対策済みの水槽が 101基、また、64基がまだ未整備になっているという答弁が課長の方からありましたけれども、この64基の未整備の防火水槽がどの辺にあるのか。特に早尾台は防火水槽が6基設置してあると伺っておりますけれども、それでは羽根野台に何基、それからこれは住宅密集地のところでお尋ねしたいのですけれども、フレッシュタウン、ニュータウン、白鷺ですね、その住宅密集地の防火水槽、どのように設置されているのか。それと、もっと大切なのは補水装置がちゃんと完備しているのかどうか、これをお

伺いしたいと思っております。

それから、この防火水槽に補水装置をつける場合の費用、どのぐらいの費用が必要なのか、また、消火栓を設置する場合、消火栓の工事にかかる費用、これに幾ら必要なのか、この辺をお伺いしたいと思っております。

2問目は以上です。課長の方から答弁してください。

議長(岩佐康三君) 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長(福田 茂君) それでは、ただいまのご質問に答弁いたします。

まず最初の住宅密集地において補水装置のない防火水槽の数というようなことでございますが、こちら布川の方なのでございますが、ヤオコー南側の四季の丘1丁目にある防火水槽については補水装置がございません。また、下山鉄工所東側公園内......。

ちょっと拾い出さないと。

まず羽根野台から申し上げます。第2公園前、これが補水装置がついておりません。それから羽根野台区民センター、こちらもございません。それから羽根野中央公園前、こちらについてもついてございません。それと早尾台第1公園北側、これは早尾台ではなくて旧早尾地区の方なのですが、こちらの方の防火水槽についてもついておりません。

地区別で分類されていないもので、大変申しわけありません。

議長(岩佐康三君) 暫時休憩をいたします。

午後3時09分休憩

午後3時18分開議

議長(岩佐康三君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長(福田 茂君) ただいまの、数え違いもあるかもわかりませんけれども、大体のところを数えましたので。

まず羽根野台が、防火水槽が3基です。それから消火栓が19基。早尾台につきましては防火水槽が6基、消火栓が3基。ニュータウンにつきましては防火水槽が8基、消火栓が17基。フレッシュタウンは防火水槽が7基、消火栓は16基。それから白鷺の街と四季の丘両方になるのですけれども、防火水槽が7基、それと消火栓が16基でございます。それから、補水装置の方がもうちょっと細かく分類しないと出てこないので、後ほどよく調べましてこの数字とそれから補水装置の数とお知らせしたいと思います。

それから、消火栓の設置にかかる費用ということでございますが、毎年、上水道の工事とあわせて消火栓の方設置しているわけなのですけれども、その際には工事費がちょっと安くなりますので約80万円ぐらいですか、それで水道工事とあわせないと1基 100万円程

度はかかります。

それと、防火水槽に対する補水装置の取りつけ、これにつきましては水道管が近くを通っているかまた遠いかということもあるのですけれども、補水装置を水道管からすぐそばにあったと仮定してつなぐという工事費ですが、約 100万円になります。

議長(岩佐康三君) 7番中野敬江司君。

7番(中野敬江司君) 3回目の最後の質疑になりますけれども、今、課長の方から各団地、住宅密集地の防火水槽及び消火栓についてのご答弁をいただきましたけれども、これを見てみますと非常に利根町として本当に強い防火対策の町かなという不安に私はなりました。羽根野台があれだけ広い敷地区でもって防火水槽は3基しかない、消火栓については19基実際に持っているということなのですけれども。

もう一つは、私ここで何でこういう質問をしているかといいますと、補水装置、これがないと水の補給ができないのですね、防火水槽があっても。それで、そこの防火水槽というのは、私が聞いているところでは約40立方メートルの装置だそうですね。そうすると消防車1台で放水した場合は、大体1分間1立方メートルという水を使うということになっているようですから、40分で大体空になる。その中に何台も何台も、何本も何本も給水管を入れれば本当に数分で終わってしまいますね、防火水槽は、水がなくなってしまうわけです。その補給をどうするかというと、今度は消火栓から入れざるを得ない。消火栓から防火水槽までかなりの距離があるからそれだけ水圧が落ちてしまう。すると、消防自動車もたくさん集まっても放水できる車両が限定されてしまう、ということになりますと消火には当然時間がかかりますし、時間がかかれば類焼していきます。それで早尾台の場合は、本当に無風状態でありますけれども、ただ火事になると火は風を呼ぶということでたとえがありますように大体風が吹き込むのですね。ですから火がどんどん広がっていくということが考えられるのですけれども、少なくともこれを何とか町で対策を講じなくてはいけないのではないかと僕は思うのです。

これは歴代の町長、行政がしっかりこういう対応をしてこなかったということにもつながるのですよ。これは井原町長の責任でも何でもないのです。今までそういったまちづくりをしてこなかったところに問題があるのです。それで、たまたま今回、早尾台で大きな火災が発生して、それでもって消火に非常に時間がかかっているというところに住民は不安になっているのです。ここを町長初め行政はしっかりと受けとめていただきたいのです。ですから、これは最優先課題として、少なくとも今ある貯水槽のうち、いわゆる補水装置のないところは、ことし中の補正予算を組むなり来年度の予算を組むなりして、ほかの予算を少し削ってでも、そこにことしお金を入れるべきだと、それで安心なまちづくりをつくっていただきたいということを私は言いたいのです。これをぜひお願いをしたいと思います。

それで、あと町長にちょっとご質問なのですけれども、町長は昨日、消防署、消防団、

地域と連携して強い消防をつくっていきたい、そういう決意を語っておられましたね。この点については全く私も同感なのですよ。ところが、町長に対してちょっと私疑問を感じたのは、この地域で守る、いわゆる地域と連携して強い消防をつくっていくのだということの中で、町長の地元の東文間地区で立崎の消防なのですね。これは今休眠状態になっておりますね。これを、きのうのところでは大房の方でそういった消防の組織ができたということの答弁をしておりましたけれども、地元の立崎、これもあの地域ですね。消防団はいない、消防署は稲広の消防署があります。地域でもまだ連携がちゃんとしっかりできていない実態があるわけです。これはやはり町長としてしっかり、自分でできるだけちゃんと消防団を構築しなくてはいけないのではないかと私は思います。

それともう1点は、きのう、これは佐々木議員の答弁の中で発言しているのですけれども、消防団には幽霊消防団がいるという発言を、私の記憶では2回されているのです。幽霊消防団というのは何なのですか。それで、もしこれが消防団の方々の耳に入ったならば、何を言っているのだ町長、おれたちは幽霊消防団なのかということになってしまうと思うのです。これはこういうところで発言すべきことではないと思うのです。そういった意味で、その発言を私は取り消すべきだと思うのです。その気持ちがないか、あるか、これをお尋ねしたいと思います。

あともう一つ、これは課長でいいのですけれども、課長ちょっとよく話聞いてください。いいですか、課長に質問ですから。1分団の機庫の問題、今工事していますね。工事している関係で消防車は役場の車庫に入っているわけですね。それで今度はそこの工事が終わりますとまたもとに戻して新しい機庫をつくるということで予算措置もされているのですけれども、地元とのすり合わせ、地元消防団とのすり合わせ、内宿区とのすり合わせ、その辺はどのようになっているかをお伺いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長(岩佐康三君) 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長(井原正光君) 中野議員の質問にお答えしたいと思います。

順不同になってあれなのですけれども、まず第1分団の機庫の件なのですけれども、実はきのうでしたか、何日か前に、分団長の方からいろいろ意見を文書でいただきまして、新しい機庫をつくるのもいいのだけれども、将来持て余すようなことがあると困るから、現在のところを整備してくれてもいいよというようなお話があったので、これは行政と、これは団長の方にも少しお話しなければならないかなというふうに思っていますので、早急に結論を出したい、予算は組んであるのですけれども、早急に結論を出したいというふうに思っております。

それから、幽霊消防団ということで今申し上げたのですけれども、実際に10名なら10名 ということで上がってきても、何といいますか、名前は上がってくるのだけれども実際に 1回も出てこなかったという団員がいる、これは実はきのうお話しました新しく結成された大房の方の分団の方からの話をちょっと言葉に出して言ったあれなのですけれども、ほかの全部の分団がそういう団員がいるとは限りませんけれども、そういうこともあり得るというようなことで耳にして、ちょっと言葉に出したものでございます。

それから、今の補水装置の件なのですけれども、これは一気にはできませんので、もう一回地区等を、どこに点在するのかを見て、それで計画的に、行政だけではこれはちょっと判断がしかねますので、地区の自治会長さんなどにもお話をしながら計画してやっていきたいというふうに思います。

それから、団と自治防災組織とのいろいろなコミュニケーションですけれども、これはどうしても私は図りたいというふうに思っておりまして、さきの早尾台の火災におきましても、地元の自治防災組織の方々も何人か来ておられましたけれども、ただ単にどうしようもないというようなことで、団とのつながりが全然ございませんでしたので、その辺の接点をどういうふうにするかこれは考えていかなければならないというふうなことで思っております。また同時に、その地区についての、一人でもいいから団員を入れてもらえないかということも含めてお願いしていくつもりです。

それから、立崎の休眠状態の組織なのですけれども、いろいろあって感情的なもつれで空中分解して今に至っているというふうに聞いています。私もただ黙って見ていたわけではございませんで、地元といいますか、あの地区に実はJAがあるので、JAの職員でそういった組織をつくっていただけないかというようなことも含めてお願いしてあるところなのですけれども、今まだその回答が来ていない状態でございます。また地元の、立崎のそう言っ他元やっておられた団員の方にも既に何名か打診しているところでございますので、ぜひとも空白地をなくす意味で設立したいというふうに思っております。

以上です。あと何か抜けた点がありましたら。

議長(岩佐康三君) 今の町長答弁で大体の質問の内容の答弁はクリアできたかなと思っておりますが、よろしいですか。

中野敬江司君の質問が終わりました。

以上で、通告による一般質問を終わります。

議長(岩佐康三君) これをもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。 明日6月13日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後3時34分散会